古史傳

自第八十段
至第八十八段

十七

歴 和 第三号

和書門 類
四二五一八 號
一三一 函
二 架
四〇 冊

内閣文庫
和書 類
四二五一八 號
四〇冊
一四〇函
一六架

内閣文庫		
番號	和	42518
冊數	40(20)	
函號	140	185

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

古史傳十七㞢卷

神代中九㞢卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤
孫　延胤　續攷

故其大国主神㞢庶兄弟。八十神坐矣。雖然皆国者。奉避於大国主神矣。奉避由者。其八十神

各欲婚稻羽之八上比賣之心有而。共行稻羽之時。於大名牟遲神令負帒。爲從者而率往矣。於是到氣多之前時。裸之菟伏也。爾八十神謂其菟云。汝將爲

者。浴此海鹽。當風吹而。可伏高山之尾上云。故其菟從八十神之教而伏矣。爾隨其鹽之乾而。其身皮悉風見吹拆之。故痛苦而泣伏。則最後來之大名牟遲

神。見其菟而。問言何由汝泣伏耶。菟答白。吾在淤岐嶋而。雖欲度此地。無將度因之故。欺海之和邇而言之。吾與汝。欲競計族之多少。故汝者。其族之在悉率來。自此嶋至氣多之前。皆可列伏度。吾蹈其上而。走乍將讀度。於是與吾族。將知孰多事。如此言則。見欺而列伏之時。吾蹈其上而。讀度來。今將下地之時。吾

云汝爲我見欺焉則。卽伏最端和邇。捕我而悉剝我衣服矣。因此而泣患則。先立行之八十神之命以而。浴海鹽當風而伏焉。誨告矣。故如教爲則。我身悉

見傷焉白矣。於是大名牟遲神。教其菟曰。今急往此水門而。以水洗汝身而。卽取其水門之蒲黃敷散而。輾轉其上則。汝身如本膚必可差者也教矣故如教

爲則其身如本也。故其菟白大名牟遲神云。此八十神者。必不得八上比賣。雖負帒。汝命獲之白矣。此稻羽之素菟者也。於今謂菟神也。

庶兄弟は麻々阿邇於登と訓べし。字鏡に。庶兄万々兄とあり。麻々に庶字を書こと。師說に。漢國にて。庶字は嫡に對する称にして。嫡妻の生る子を嫡子と云ひ。妾の生るを庶子といふ。されば庶兄弟とは。嫡妻の生る子に妾の生る兄弟を云称なり。然れども皇國にては嫡庶を論ず。凡て異母の兄弟を麻々兄麻々弟と云ふは。まさ和名抄に。継父万々知々。継母万々波々と見え。ると古へも今も。非所生子を麻々子と云ひ。今言に。非所生親子の間を麻々志使中と云り。とあり。偖此一段は都て師說をもて注せれば。更に師云とは記さず。たま〱に己が注せるをば篤胤云と記して別ちぬ。○八十神は。師云。たゞ多數を云なり。必八十柱と限れるには非じ。明宮段末に。故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚とあるに同じ。考へ合せて知べし。神代紀に八十諸神。垂仁天皇紀に八十魂神などもあり。はた百八十神と下に有るも同じたぐひなり。式に阿波國美馬郡に八十子神

社とあるは。前後の神社を合せて思ふに。伊邪那岐大神は。多くは御子を申にならむ。（さて舊事紀に。此の八十神を。事八十神とて。一神は名にしたるれ。例はひが事なり。次ノ文に皆とも各ゝとも。共ニ議ルとも有にてあるし。）○皆国者奉避於大国主神矣。師云。こは後の事を先言ひおきて。次に其ノ然る所以を。初より具に言ふ。（此ノ次より。下文の。毎ニ坂ノ御尾ニ追伏セ。毎ニ河ノ瀬ニ追撥ヒ。而国作リ始メキ矣。とある処まで。皆その事なり。）皆は。八十神皆なり。国は。此ノ天ノ下を云。避とは。下に大国主神の事に避てふこそは許多有るれ。自退て。讓り避をこそ云へるに。此は下文の事どもを見るに。さに非ず。競爭たれども及ばずて退き避れるならむ。（若くは終に。大国主神に帰服て。自避し事の有しが。記に漏たるにもや有らむ。）○稲羽は。師云。因幡国な

り。彼ノ国法美郡に。稲羽（伊奈波）郷あれど。是より出たる国名なるべし。名ノ義は。稲葉よりや出けむ。○八上比賣。師云。和名抄に。因幡ノ国八上（夜加美）郡なり。此より出たる名なり。（また此ノ比賣神の坐し処なる故に。地ノ名となれるか。其ノ本末は辨へがたし。万葉四に。八上ノ采女も見ゆ。）○欲婚云くは。師云。用婆波年能心有氐と訓べし。此言は。八千矛ノ神の御歌に。佐用婆比と有のる處に委く云べし。（第九十八段の傳見べし。）○共行は。出雲国より。行なるべし。○令負袋は。和名抄に。蔣魴切韻云。袋囊名字亦作帒和名布久路。また唐韻云。幐囊之可帯也。和名於比不久呂。これら共に。行旅具に載されど。古へは旅用物を帒に入て。從者に齎せ行と見えた

り。蜻蛉日記などに。餌袋に薫物などを入て。旅にもさる事見えたり。餌袋の名は。鷹より出たれど。其に種々物入たり。古へは旅に袋を持たる事の遺れなるべし。西宮記踏歌装束條に。以衛府官人為持袋者。装束如常と見え。また禁秘御抄得選條に。行幸之時持大袋与内侍同車。是不可然事第一也とあり。雄略天皇紀に。根使主を罪なひ給ひて。其子孫を賜茅渟縣主為負嚢者とあり。賤者の役と見えたり。或人云。事功の人におくなる者を世俗に袋持と云も。此故事に依なり。○従者。八登母毘登と訓べし。穴穂宮段に御伴人ともあり。書紀に。従とも従人とも傔人ともある。皆トモビトと訓たり。さて同兄弟の中に。此神しも如此賤きさまに見役給へる所由は。凡て大なる功業を立むとせし人は。細事には拘らぬものから。中々に人の云ふに従ふ物なきぞおはしけらし。此意は。次の手間山の事にても見えたり。○氣多之前は。因幡国氣多郡の海邊の崎なり。○裸之は。阿加波陀那流と訓べし。垂仁天皇紀に。裸伴此云阿箇播娜我等母と見え。雄略天皇紀に。禿鶏とも見ゆ。○今云本には之字なきを。今は此訓のナルに當て加へたり。古き歌に阿加波陀能山ともさ然り。顯膚の意なり。また赤膚にても有べし。史記秦始皇本紀に。伐湘山樹赭其山とあり。また波陀加と云は。膚顯にて。阿加波陀を下上に云言なり。然るを阿加波陀加と云は。此を意得ぬひが言にて。由なく同言の重なるぞかし。右に引る垂仁紀訓注の我字は。之の意なり。思ひ誤るなと勿き。此は菟の毛の無を云り。○菟。此方の古書には兎を多くは菟と作り。漢籍にもさる例有りて。字書にも相通と云るも有れど。そは誤なりと或書に

云り、菟を兎とは作るべく、兎を菟とは書まじきことなりぞ。信にさも有べき事なり。加茂翁云。万葉十四東歌にも。今は田舎人も乎佐藝と言へば。然訓べしと云も知。然れど凡て古書に。宇の假字に此字を用ひたるを思へば。那布宇佐岐ぞ正しかりける。天武天皇紀に。置始連菟と云人名をも。元正天皇紀には宇佐岐と書れあり。乎佐岐は本より田舎言なるべし。和名抄に。四聲字苑云兎似小犬而長耳缺脣和名宇佐木とあり。篤胤云。此を引れたる和名抄は常の印本なるが。古本には兎他故反亦作菟和名宇佐岐似鼠大長耳缺脣毛可為筆とあり。此にても菟兎通はし用ひたることを知べし。字書どもに菟娩などの字。与兎同とも。兎子也とも見え。また毚字も兎子也ともあり。かく

て此獣のこと。猶末に委く云べし。○爾八十神謂其菟云云。此上に菟は裸にて伏る所以を。八十神の問る言。次に菟の答たる言など有べきを。其は次の大名牟遅神の問賜へる處に委曲に擧て。此には省けり。抑前に言て後に省こそ。文章の常なるに。此は前に省て後に言るは。凡て大名牟遅神の事業を主と語る故に。其處を委曲に云るなり。○將爲者は勢牟波を訓べし。可爲樣者と云むが如し。○海鹽は宇志富と訓べし。塩は借字にて潮をいふ。下同。齊明天皇紀の大御歌に于之裒を見ゆ。○尾上のことは朝倉宮段に云べし。○可伏は。今云本に伏字のみなり。其を師は布斯氏余と訓れたる氏余に當て。可字を加へたり。○從八十神之教而の而は。爲而の意

なり。○乾の假字は字鏡の燥字の下に可和久とあり。○其身皮とは膚を云なり。其故は上に裸と見え、下文に悉剝我衣服とあれば、毛の付たる皮は無ればなり。○痛苦は伊多美氏と訓べし。抑此の菟は八十神の爲に何の怨仇ならぬをかく令惱るは、甚も惡有神たち也けり。凡て由なきすさみに物を傷ふことは昔も今も不善人の爲る事なりけし。○最後は伊夜波氏と訓べし。由前に云が如し。第二十段の傳見べし。○淤岐嶋は隱岐國なり。○和邇は和名抄に麻果切韻云、鰐似鼈有四足、喙長三尺、甚利齒、虎及大鹿渡水、鰐擊之皆中斷、和名和仁と云なり。今云斷字古本には折と有り。此魚の事古書に多く見ゆ。宇治拾遺に虎の海方落入ける足を和迩の喰切けるを、其和迩おひに虎よくひ殺されたる物語をのせたり。○今云この事拾遺よりは古く今昔物語に見えたり。また同物語に私市宗平と云相撲人の最手なりけるが、背を射られたる鹿の海を渡りて向の山様に逃けるを、宗平立游をして鹿に追付て、其尻足を取て肩にかけて游返るに、鰐の追來ければ、二度に鹿の頭と前足とを喫せて、三度めに宗平鹿の尻足を鰐の口に入るゝに、其腰に手を指入れて佀になりて、其鰐を陸様に投上たるを、人々集りて射殺しぬ。斯て宗平は何にして喫れざりしと問けるまで、鰐は物を喫ては其處より喫まして、已が栖に置て其殘あるをまた喫に來るなり。其を知て前度には鹿の頭を喫せ、次度は前足を喫せて遣りし後に來れるには、尻足を喫せて投上たり。案内を知ざる者は一度に手を放ちて喫しむる故に、次度は我喫るゝなり。又力なき人は指遣りて喫せむ程に必突倒れなむとぞ云けると云事も有り。此魚のこと書等に多かれど、此は人の心付にも成べき事なれば、文を畧きて注し出お。甚大なるが有と見えて、記中に八尋和邇なども有り。漢籍にも長三丈など見ゆ。凡て北

國の海には今も和迩多しと云へり。また鰩西北外國々にも。此魚多き處ありと云り。は熊鰐とは。其猛を云る稱なり。凡て熊某を云は。みな猛を云る例なること。上熊曾の處に云が如し。ちて此に海と云へるは。菟は陸の物にて。海を渡らむの謀を語る處なればなり。○族は登母賀良と訓べし。此字書紀に宇我邏。また夜加羅と訓れども。此は親族を云に非ざれば。然は訓べからず。菟の族をば。闔嶋の菟をも皆をいひ。和邇の族とは。擧海の和邇どもも皆を云るなればなり。書紀十一に。虬之黨類。また諸虬族とあるも同じ。族は礼記注に類也とある意なり。諸紀に屬類。黨類。徒黨。同伴者。衆などみな然訓り。○多少は於本伎須久那伎と訓べし。○欲競計をば。久良辨氐牟と訓べし。○在悉は。阿理能許登碁登と訓べし。有限不遺をも云意なり。万葉五に。布可多衣。安里能許

等其等伎曾倍騰毛。とあるに等し。○列伏度は。此處より彼處まで續くを云なり。彌亘字を訓る意なり。○走乍。凡て乍字。古書には必都々と訓む例なり。都々は此事と彼事と相交るを。其間に置く辭なり。此は走もし讀もして。二事を相交互て爲るなり。走く読とも。走ながら讀とも云に同じ。故この乍字を。後世には。那賀良とも訓なり。凡て都々をば那賀良と通ひて聞ゆることも多し。物語文などにも。必都々と云べきを那賀良と云へる例あり。○近世の哥に。而をと云べき處に。都々を詠ること多し。これ誤なり。都々と云べきを。氐と云むは可し。氐をと云べきを都都とは云がたし。此意をよく辨ふべし。近世に哥作り人のいふ都々の說は。叶はぬこと多し。○將讀度。讀は數計なり。万葉四に。月日乎數而。また七に浪不數爲而。また十一に。時守の打鳴す鼓數見れば。これら今本の訓は皆誤なり。

はさ十三に吾睡夜等を讀も敢むかも。今ノ本ハ読を続と誤まり。はさ
十七に月日餘美都追がく假字にめ書り。今ノ世にも銭にぞを數ふるを
ば。よむとけて此度は上なると異にして。渡行すと云なり。
ぞ云になり。
○與吾族云く。右の如く爲ならむには。實に和邇の族の
數をば。知られれども。菟の族の數は知られきならね。此
上に。然後吾亦族在悉率來將列伏爾汝云く讀度などと云
語も有べきに。其は今菟の身上を語るに用無まで略ぬ
なにこそ。○今將下地之時。凡そ今と云に三意あり。一に
は字の如く常云ふ今なり。二には今一などと云て有が上へ
に猶添むとけるを云。三には將然ことを近まを云。俗にやが
てとも。おつ〜けとも云に今返來むなど云是なり。此にまさ
同じ。即今にとも云なり。
一意あり。今早くを催すにいふ是なり。まさ今者ち〜は
と云て。今は此ぞ限りと云意に用ふること有り。
其意にて。地に下むをける程の近きを云。下地をは。和邇
の背上になり。氣多前の地に下るを云。○最端も。伊夜波志
をを訓べし。俗に一端と云ふと外なり。○我衣服とは。毛の付
なる皮を云なり。其は人に準すて。衣服とは云るか。又は使母
能とは。凡て膚をおゝ〜み藏す物の名にて。人の著る衣服
のみの名には非るか。まさ蛇の使奴と云ことも有
れば。此も使奴をも訓べし。○患の
假字は。三代實錄十三の十七葉に憂禮比とあり。宇禮閉に非ぬ。
○命以は。以御言なり。初に天神諸命以と有るに同じ。○見傷爲は。上よ

其身皮悉風見吹拆之故痛苦と給ふを云るなり。曾許那波延都。と訓べし。但し此も記傳の説なるが、本よては傷字のみなりしを、如此訓まさる延都に當て、見易の二字を加へたり。○今急。その今は、速くと催し起る意あり。○以水洗は、淖氣を去むるために、眞水にて洗はしめ給ふなるべし。上に云る如く、水門は河の海に落る戸口にて、河と海との交際なるゆゑ、此は眞水を用ひむ為に、水門と云るなれば、河方へ寄たるにて、淖の交らぬ所ときこゆ。然らずとも、河とこそ云べきを、混れしく水門とも云るは、いかにと云に、此処は海辺なりければ、河即水門なりけるなり。○蒲黄。和名抄に、唐韻云、蒲草名。似藺可以爲席也。和名加末。陶隠居本草註云、蒲黄蒲花上黄者也。和名加末乃波奈とあり。蒲黄は、花上の黄粉なるを、直に波奈と云るは、此方に天は、別に黄粉の名は無くて、其をも花とも云ゆゑなるべし。さて漢籍にも、蒲黄ハもはら治血、治痛薬と見えたり。本此

神の霊に頼て、上代より然傳たし物なり。○今人は、加を濁りて、賀麻といへど、凡て頭を濁る言なれし。今も蒲生と云地名なるは、清を以て古へを知べし。○輾轉則は、許伊麻呂毘氐婆と訓べし。氐婆ハ多良婆の意なり。万葉三巻に、展轉と見ゆ。十巻まさ十三巻にもあり。許伊は臥伏を云てば、万葉に反側臥有なども多く見ゆ。假字は許伊なり。此も万葉にあり。なお此言の例は、遠飛鳥宮段哥、許夜流と有る処に云。○如本膚。和名抄に、膚體肌也。和名波多と云り。霊異記に、膚加波、加波辺。字鏡に、胍膚也。加波辺。和名抄に、肌膚肉也。和名加波倍など有れど、なお波陀と云るぞ古言に多かれば、然訓べし。本膚とは、見吹拆とゆゑ、差合のみならず皮も毛め。本此如くに成を云なり。○可差者也は、今云、伊延那牟毛能敍と訓べし。差は愈なり。本よては差字のみなるを、師はかく訓れしゆゑに據

て。可者也の三○如本也は。本之如爾為伎と訓べし。古ま
字を加へたり。
藥方の物に見えたる始なり。書紀に。此ノ神を少彦名ノ命と。
蒼生また畜產の爲に。其病を療る方を定給へるなり。世ノ
人病また傷などを治めむとせず。此ノ神の恩頼を仰ぐに
如事なりし。今も鳥虫などは。身の病また傷などある時
幽に。此ノ神の靈ちはひ賜ふなるを。人は中々に。己がちから
しら心以て。理に溺るゝ漢の方など用るからに。病も何も
治まることを希なり。漢の上ツ代は。理に泥ずて。古への傳へに
任せてせしなぞに。驗ありしは。自此神の靈に頼し
なり。○其菟白云く。此ノ言の如く果して。八上比賣をば。大名
牟遲ノ神の得給へるなり。此菟の靈幸ひなるまゝぞ。實に
神なりけり。○汝命ハ。那賀美許登と訓べき由。上に云る

が如し。さて此下に。かれら奚曾と○稻羽之素菟をは。此
云辭を讀付べき処なり。然らざれば。次にまた謂ノ
故事を語る時の名目なるべし。菟神とあるに重なりて
いかゞして此ノ菟は白かりし事ぞ。上ノ文に言ノ次して此處
なり。
にしも俄に素菟と云なれ。いちゝの心得ぬ書ざまなり。
故思ふに。素ぞもしくは裸の義には非じか。若然も有らず。
志呂とは訓まじき異訓なりな。年人にも考へてよ。塵添
壒囊抄に。因幡記と云書を引て。此ノ兎の故事を記せる。此ノ記の
趣と同じ。但し其ノ始は。高草ノ郡の竹林の竹の中に。老たる
兎住けるに。ある時洪水いで來て。此竹林流れにき。兎竹
の根に乘て。流れて。隱岐ノ島に著ぬ。水ひきて後。本の所
に帰らむとすれど。渡るべきはなかりし。其ノ時に。水中に鰐
ありて。兎。鰐に云やう云々。是より後の事は此ノ記と同じ。因
幡記と云は。風土記
なるを云るにや。
○謂ノ菟神ト。古は此神社今も有リや。くはし

く国人ふ尋ぬ㐂な事れ巳。伯耆国人の云く。本国八橋郡東積村よ。鷲大明神と云而り。須佐之男命を祭ると云。同村よ。大森大明神と云あり。大名持命を祭係と云り。件両社の神主細谷大和と云ちて。其鷲大明神を疱瘡の守神なりと云て。其私さ巳れ諸人。而ふぎ谷みて。小兒れ疱瘡れ輕のらむ事を祈る。まげ初よ。此願を立ると死よ。此社ふ詣て。竹皮の笠を一蓋借て初帰りて。家内よ斎ひ置て。それ兒疱瘡を事ふく為を牙ぬれぞ。賽ふ同じちまの笠を。今一蓋添て。初のと共よろの社よ返し納奉る。此笠どもれみな神れ御前ふ積置をまと後ふ祈かく𢘑者そ。一蓋お〻借て帰る処り。さて其束積の而さりふ木江川とて大河ありて。其川れ海ふ落る処。塩津浦とて。隠岐の知夫里湊その向ひよ當まりさて。因幡此氣多郡も。伯耆れ堺ふて。束積村とも五六里隔され り。と語りき。此因幡の氣多前とあるふは合ざまども。若も蒐神む。此社よて鷲とも蒐を設巳さ係あらむゝ疱瘡を祈る神も。此段れ故事ふ縁而係事れめ。和名抄よよるふ。束積郷も。汗入郡あるを。八橋郡あるも。今は八橋郡ふ属係而る法し。さて彼木江川の落口塩津と云地。蒲黄を取し水門あらむゝ。猶をく尋ぬべし。貝原好古が和尔雅てふ物ふ。伯耆国素蒐大明神と云を　と言れ多係ぐ。追繼載さるも。彼社を云るふもや有む。

れ考ふ。出雲国意宇郡大庭神魂社神主。秋上得国云。素蒐神れ。今も因幡国高草郡の海邊内海村ふ。白蒐社とて而巳。今は高草郡あまども。氣多郡ふ竝びて。氣多崎の内あり。かの伯耆ある鷲大明神と云れ。出雲大社ふも同名れ社ありて。疱瘡を祈る神あり。蒐神れ其よれ非ず。○今云。杵築大社記よ。鷲宮れ。俗よ素盞烏尊の妾ふて坐ルと云ふ。昔兒童ふ託して。我を祈らず。疱瘡れ患を免れむ乜有しとめ。疱瘡守護神とあれと云へめ。乜云牙巳死。と有巳。○此條ふ。兎れ言語へ係を始め。下ふ谷具久鼠あ乜も言語しさる事あ巳。猶神世ふ然る類の多ゝ係を。人れ甚く不審み思ふ死るは。幽顯れ理を熟悟り得ざる故あめれ巳。○幽顯の差別の古とは。第百廿

三段の傳に委く注せを見るべし。其はまた鳥獣万物は。元より深き所以ありと見えて。神に屬く物にし有れば。幽顯いまだ分れざりし。大国主神の御世までは。悉く神に物白しけむは。然も有べき事なり。然るを天皇祖神たちの御命もちて。皇美麻命は。顯明事を治看し。大国主神は。幽冥事を治看はすべく。分り定りて後。物等は顯に形こそ見ゆれ。實は幽に屬ぬる故に。顯世人には。言語は更成にしらば。神世に物の言語へる故事を疑ふ事とは成たるなり。凡て物の幽に屬ことは。家にまれ處にまれ。火災ある時は。それ豫に其辺に住む鳥獣などの。他に避往を思ふべし。此は其災は。人の過ちて為出たるにまれ。盗める奴の放たるにまれ。案は幽事なる故に。彼等はよく知て避往くになむ。此を

末に。其気の立現るゝ故なりけれど云むは。猶末のことぞも。案に其気は立現るゝ故あらむにも。其やがて神は立しめ給ふにて。殊にそを人は知らぬを。物等のまざ死に知こそ奇しけれ。然れど物は幽に屬て。神に言語ふこと疑なし。猶言はゞ。雞犬などの類。人の畜べく定れるは。其死骸の見ゆるを。然らぬ限は。それ死骸とては一ツだに有ことなし。其は鳥は飛て何処にか往たらむ。なども云はん熟まぞ。大なる獣も多かるを。彼等は皆いかに成れらむ。熟思ふべし。希々に死骸のあるは。自死たるは非で。物どち相殺したるか。人の態に懸れるなどなり。是を以予舊くより。世に鳥獣を。神の使者と為給ふなりと云ひ。予が鳥獣万物は。幽冥に属てふ説は。誣言ならぬことをも辨ふべし。然れど今世にも時としては。人は夢に入りて言語ふ事あり。其は夢には。神の幽に通ふこゝ有ればぞなり。かの秦大津父が助たりし狼は。欽明天皇の御夢に誨白して。大津父に官位を賜へしめたる類を思ふべし。また夢は幽の託を。物より聞せと。古も今も甚多かり。未だ物も人形と變りては。人は言語を

れし。神も物の形と變ては言語せば。其物だけの力ぞれ
ある事もいと多かり。狐狸など人形と化ては能言語にこ
ど。今世にも甚多く。讃岐國万能池に
る龍も。國史にも萬農池神と有て。從五位下を授られさ
ある神なるに。小蛇と化りしかど。比良山の釈魔は鶏と化れ
るを。播抓れて食れむとし。比叡山の釈魔が。古屎鶏とな
りて。童部等に縛り搦られて。殺されたりと為々る類の。物
語書に多かる。これら怪しきが中に。めでたきも奇異なる事
を。熟思ふべし。
にあるが。幽には定めたる事にあれまど。凡人は心もて
は其理を如何とも探
り索むべき由なし。

於是八上比賣。答八十神云。吾

不聞汝等出言將嫁大名牟遲
神云。故爾八十神怒而。將殺大
名牟遲神共議而。至伯耆國出
手間山本而云者。此山赤猪在
也。故和禮共追下則。汝待取若

不待取則。必將殺汝云而。似猪
大石以火燒而。轉落追下矣。爾
取時。於其石所燒著而死矣。爾
其御祖命哭患而。參上天而。請
神產巢日命出時。乃遣𧉧貝比
賣與蛤貝比賣而。令作活出。爾
𧉧貝比賣伎佐宜集而。𧉧貝比
賣持水而。塗母乳汁則。成麗壯
夫而。出遊行矣。

答八十神云師云此前に聘せし事の有しを。其をば畧て。爰に其答を云る也。然れど何とかや。言足ぬ如く聞ゆ。〇不聞ゑ

承引じなり。○将嫁は阿波那と訓べし。那は牟と云に同じ古辭なり。此由上にいひて此は先に菟を惱しと依ぞ助委く云り。なると。善惡き所爲を見て。其善に心を歸さるかは。なほ此神は元より萬づを兼く勝さるから。何故と兼く靡さるか。如何まれ彼菟の事は。もはら此妻問の事にかゝりて云へ依なきぞ自菟の靈を加へなる事は。前に云へるが如し。○手間山本。和名抄に。伯耆國會見郡天萬郷あり。此なりばなほ出雲風土記意宇郡段に。道通國東堺手間剗と見え。今彼國意宇郡筑野村。間瀉海中に手間天神と云ありと。或書に見ゆ。古今六帖。關歌に。八雲立出雲國の手間關いのなるてはに君障るらぞ待ちばし

人知り見むや我せちず。留か袮てぞ手間と名おけし。堀川院百首にいひりともぞ思ひしかぞも八雲立て万の關にも秋はぞはらば。國堺なる故に。伯耆とめ出雲ともせしなほ依ぞし。まさ郷は伯耆。関は出雲に屬るか。いかにままに別にはあらじ。○舊事紀す。手向山とあるは。写誤れるぞし。○赤猪。神功皇后紀にも見ゆ。今は石を火に燒て。欺かむなほ米に。赤と色を云へるなりば。記中に。白猪と云め見ゆ。和名抄に。尓雅注云。猪は一名。彘。和名井。兼名苑云。一名。豕。方言注云。豚は豕子也と見ゆ。○第九十七段に。白猪も見ゆ。○和禮共三字連て和禮杼毛と訓べし。我とも吾ともぞめ書べきを。假字に書るは。なほ甚古き書に。書るはに依れるかや。○追下則下るは。猪を下ばに非ず。猪を追て。八十神の下依なり。同言の此下にあるを考へ合せて知

べし。○待取は常にはなく待おくるを云て。取は輕き言なるを。此は取の言重し。山下に在て。待承て捕ると云る也。○大石は意富伊志と訓べし。白檮原宮段の御歌に。意斐志と有るに依る也。斐は富伊の切なり。伊波とは訓まじ。○轉落追下矣との追下も。八十神の下るなる也。上に云る言に應ふ。もしこれを。大名牟遲神の追下と訓る時は。待取と云るは違へるなり。故上に云る追下も。猪を下るに非ずと云ること。此と合せて心得べし。前後にて同言の。意の替るべきならねばな也。○爾取時は。大名牟遲神の待取な也。出雲風土記に。意宇郡宍道郷。郡家正西卅七里。所造天下大神命之追給猪像。南山有二。一長二丈七尺。高一丈。周五丈七尺。一長二丈五尺。高八尺。周四丈一尺。追猪犬像。長一丈。高四尺。周一丈九尺。其

形爲石无異猪犬至今猶在故云宍道と云ことを見ゆ。今云所造天下大神は。大名牟遲神なり。さて此宍道郷は。郡家西卅七里とあれど。手間山とは遙に隔れゝど別事なり。本文の傳は。いまだ大国主神となり給はざる時のことと。風土記の傳は。既に大国主と成給ひて。遊猟し給ひし時の事と聞え。ほて此神の故如此人の云はゝに爲給へることを。上の件を負給ひしと同意なる也。○死は今云麻賀理とめば。故直に斯爾とも訓べし。師は美宇勢給比伎を訓れざる。此は古き祝詞にも身亡とあれど。古語なれど。なほ斯迹ぞも。麻賀理とも云ふぞ正しき。○御祖命は。大名牟遲神の御母なれば。刺国若比賣なる也。記中凡て御祖とは。母を云る例なる也。山城国賀茂御祖神社なども然り。抑父の於夜なるは。本を也の事なるに。母をしめ殊に云る所以は。子は母の許に

生長しれまでぞ。父とゝりも親睦しく。同家に在る故に。朝暮の事にふれても御祖とは先母を云しなり。古事記の上ッ代の意を失をぬたと。太方此たぐひなり。かくて親と作くして。祖字を書るは。上に云る如く。於夜は父母に限らず。遠祖までに通ふ称なる故に。此字をも訓り。さて言の同じきはかくに。父母を云にも借りて書るは。古の例なり。続紀十五に。祖子とも書り。明宮段に。秋山之下氷壮夫。春山之霞壮夫とて兄弟の神。伊豆志袁登賣神を聘し處に其母の種々計おちし事有り。此段と意全く似たり。凡てかゝる事ども。父は知らで。中々に母の事執り知りたまへるは殊に親き故なりかし。○請神産巣日命とは。上件の状を白して救活し給はらむ事を乞なり。産霊の御名の意思ひ合すべし。

今云。古事記中に。神皇産霊神の御名を記せる例。始めて御名の出る処と。少毘古那神段に。久延毘古が言にのみ。神産巣日神と有て。其外は何処も何処も。神産巣日御祖命と有り。そは此神は女神にて。神のめとおぼ御母に坐せばなり。然るに此処に。御祖と云ざるは。大名牟遅神の御祖と混れむことを思ひてなるべし。猶其の由は。第一段の傳に委く注せるを見よ。○蚶貝比賣。蚶貝は伎佐賀比と訓べし。和名抄に。唐韻云。蚶。蚌属。状如蛤。圓而厚。外有理縦横。卽今。蚶也。辨色立成云。和名木佐と有り。是は本草に魁蛤と有りて。今阿加々比と云物なり。出羽国なるきさがと云地名をも。延喜式に蚶方と書り。また倭姫命世記に。阿佐加加多尓。伎佐宇阿佐留と有るも。蚶乎求にや。さて出雲風土記に。御祖神魂命御子支佐加比賣命と有り。一本に支佐加比比賣命とあり。○蛤貝比賣ハ宇牟岐比賣

ぞ訓べし。其故は御紀に。景行天皇東国を巡り賜し時。そこの海の白蛤を膾に作て奉りしことも見ゆ。姓氏録には大蛤とあり。此を宇牟岐と訓り。此事は景行天皇巻に見えたり。さて和名抄には。蚌蛤。一名含漿。和名波万久理。海蛤。和名宇無木乃加比。文蛤。和名伊太夜加比。と分て出せれども。蛤と云は。波万具理の類の介蟲どもの總名にて。右の三ッ漢名は。彼国にても互に混ひて。詳には分ざれば。此方にても。古人の心々に當たらむなれば。必しも右のまゝに定むべきにも非ず。○今云。信に此師説の如く。古人は心々にぞ當たりける。然るは今昔物語に。品不賤人去妻後返棲語。と云條に。難波の濱辺を見行けるに。蛤の小やうなるに。海松の房やうにて生出たりけるを見付て。云々と有り。海松は美流貝にこそ生れ。波麻具理に生る物には非ねば。蛤字は美流貝に當て書るなり。此をも思ひ合すべし。右の三ッの和名の中に。

宇牟岐ぞ蛤の古名なる。餘の二ツは。其中にて。後に分ざる名なり。故名はさるも。宇牟岐は古く。餘の二ツはやゝ後なり。字鏡にも。蚶螺蛸などの字を。何れも宇牟岐と記して。餘の二名は凡て見えず。されど本は。凡て宇牟岐と云しを。やゝ後に其中にて。小きを濱栗とつけ。大なるを本のまゝに呼び。文あるを板屋貝とぞつけゝむ。板屋貝とは其文の板屋根葺目に似たる故の名なるべし。偖また後にはつひに宇牟岐てふ名は亡て。大小凡て波万具理と云なりけり。○今云。此の蛤貝を延佳本に。於布加比と訓るにつきて。なほ論れし説あれど。此に専となき事なれば。今は畧きつ。記傳に就て見べし。出雲風土記に。神魂命御子。宇武賀比賣命なも見ゆ。一本には。宇牟賀比比賣命とあり。○遣は。於許世氏と訓むべし。此は彼より此に遣はされたれり。○令作活は。都久理伊加佐志米賜と訓べし。令令活なり。活は大名牟遲神に係り。令活は。二比賣にかゝり。上の令は。神

産巣日命に係れり。作は繕治なり。国作の作の如し。〇伎佐宜は。研し削りなり。和名抄に。碾岐之流とあり。志良を切て佐を云ひ。下の志を省なり。もと氣豆理を宜とのみ云例は。弓削を由宜と云ふ是なり。躰源抄に。笙五管名物の中に。幾佐氣繪と云へり。蚶界繪とも書けり。今世の言に。物を許曾宜流を云は。此伎佐宜の訛なるにて意は同じ。〇集は。加茂大人の考に。焦字の誤なりと云へるぞよし。許賀志と訓べし。蚶貝の殻を研磨りおろして焼焦してなり。今云。此集字は。焦の誤と云こと。宗は然る説なれど。諸本に集とあるに就て按ふに。今昔物語。平定文。假借本院侍従語にも云條に。艶ズ思ヒ集レテ過ヌ云々と有る集字は。決めて焦の誤なるべく思ひしに。己が見たる五六本みな集字なり。然れども共に誤には非ずと見ゆ。今傳はらぬ字書に。集焦相通ふ由有て。古人の用ひたるに

は非ずて今如此して功を成せるに因て。此貝の名を伎じゝ。佐とは貝るなり。今云。なほ記傳を見べし。〇持水而。眞福寺本。延佳本。また舊事紀などに。侍承とあれど。さて伎佐宜集而もと云へるとは相應はず。凡て蛤貝の中には。水を含み持たる物なり。蚌蛤一名含漿と漢籍にあるをも思ふべし。〇塗母乳汁則は。於母能知志流登奴禮婆と訓べし。母は乳母を云なり。凡て於母と云は。親母にまれ乳母にまれ。兒に乳を飲しむる人の稱なれば。親母とせむも違はず。親母を於毛と云も。乳を飲し養ふことに就て此称なり。然るを多く。波くの古言とのみ心得て。乳養の事にあらぬ処の母字をもなべて於毛と訓るは非ざれど。王垣宮段に。取御母とあるも乳母なり。ことなれり。然れば於母の事は彼處に委しく云べし。垂仁天皇巻乳汁見るべし。

二字なるを知とのみも訓べきに似たれど。知ともちは。出る處の名にて。出る汁の名にはあらず然るを其汁をも知と云は。やゝ後に略れたるなり。さて此の方は。まづ世間に常に萬の傷に母の乳汁を塗て愈す方ある故に。此法上代にもありし為に。今蛤貝の水を其如くに塗と云意なり。故事なるべし。知志流登と訓べし。そは云なり。空穂物語俊蔭巻に。紅葉の雫を乳房を嘗つゝ在に依ると云々。とある登に同じ。万葉十四に。信濃なるちくまの河のさゞれしも君しふみてば多麻等比呂波牟。この等も同じ格なり。そは彼蚶貝の焦粉を。蛤の水以てと抱て。母乳汁を塗如くに塗しなり。さて宇牟岐てふ名は。母貝の約りたるにて。今かく母乳汁の如く塗て。功をなせしに因て負係な

め。然るを宇牟岐の貝と云は。後の重言なり。さて右の二比賣は。直に介蟲を謂ふにはあらで尋常の神にて。蚶貝比賣蚶貝を使佐宜集而。蛤貝比賣蛤貝の水を持てと云意なる故。神名にもおりて其用ひし係貝名をば。共に畧けるなり。是るも一つの文なるべし。さて然二つの貝を用ひて。功をなせしに因て。其貝の名を以て其神名にも稱しなるべし。今云此二比賣のこと。二つの考を記さむとす。其一の考へに。右の二比賣は。即蚶貝と蛤貝とを云なり。さるを比賣と云るは。雞を鳴女と云。魚ノ名にも赤女口女鯛女など。皆女の定に云る。凡ての例とも為れど。此は為じ女を云らして比賣と云るは。今の功を美称て。神とせる名なるを云れき。然れども己は上の考へに心引るれば。其方を取る。然るは。第百四段。第百五段に記せる如く。二比賣共に正しき事跡の宗あり。殊に蚶貝比賣は。佐田ノ大神と云ふやごとなき神をさへに生坐れば。直の介蟲とは思

しきざればなり。○麗壯夫麗をし。此うては火傷の肌膚の。本れ如くに愈とる意を帯て云るなんなし。壯夫とは此字の如れ。少壯なるを云稱なるおと。上段第六に云なが如し。○遊行し阿流伎と訓べし。今云。下の矣し語り辞なり。万葉三に公之阿流久爾。五に阿蘇比阿留伎斯。十八に安流氣騰なども有り。書紀よ。歩行の訓。まと中古の物語文なども。阿理久と此み見えなれど。阿理久と云ぞ雅言の如く聞ゆれど。其れか牙ゆて後な正れり。

於是八十神見出。且欺而率入山而。切伏大樹。茹矢打立其木。令入其中而。卽打離其冰目矢而拷殺矣。爾亦其御祖命哭乍求則。見得。卽拆其木而。取出活而。告其子言。汝有此間。則。遂爲

八十神所滅焉云而。乃於木国
之大屋毘古神之御許違遣之。
爾八十神覓追臻而。矢刺之時。
自木俣漏逃而去矣。

率入山。此の山は。何所の山とも傳はらざれなり。前の同
山にあれ非じ。○茹矢ハ。茹字諸本に茄と作るを記傳に眞

福寺本に茹と作るを取て。茹字は食也と注せれど。波米
氐と訓せしも有り。此に依て。前には茹矢而と文を成し
つれ。後に越後信濃陸奥などの国人の言を聞くに。彼国
の杣人の言に。大なる木を掘割るに。指込む久佐備と云
物のあるを。波米矢と云なり。是疑なく古言の遺れるな
り。故今は本のまゝに茹矢と書て波米夜と訓つ。波米は。
師云。令食の切まりなる言なり。伊勢物語の歌に。きつに
波米なでとある波米なども是なり。凡て物を入るゝを。
波牟流と云も。皆本は令食意なり。さて此に食と書ずして。茹字をしも書るは。
少し物遠きこゝちすれど。此は物を食しむると云ふにち
とは事の異なる故に。字を換て書るにも有べし。

て矢とは。おのは尋常の矢には非ず。木に掾入まで割目をつくる具を云。次に氷目矢と云る即其物なり。或人云。今世り木を割に難きは。柯の無き斧を。其木口に挾みて掾を矢と云ふと云へり。是なり。茹とは。木に掾入るゝを云なり。思ふに。氷字は。羽字の右の竪の畫の滅て誤れるにて。羽目矢にてもあらむか。若然らば。木に掾茹る由の名なり。と有り。然れども茹矢打立其木と訓べく思ふ伝には信友が考に。茹矢は。能米夜と訓べし。能米は令呑の義にて。能麻世の約なり。能米なり。木を割くに。其木に掾こみ令呑矢の由なり。能米てふ語は。和名抄に。䋈周易註云。衣䋈字亦作袽。和名夫祢乃能米。所以塞舟漏也と有り。一本に䋈をみな袽と。袽をも䋈とあり。色葉字類抄には。

䋈亦作袽。塞船漏絮也。ノミノテは袽ツ袽舟。名義抄に䋈亦袽フネノヽメノミ也。ぱさ運歩集に。笳舟笳。玉篇に筎刮取竹皮為筎。まさ竹筎以塞舟ノメともあり。さて䋈字今字書どもに見當らねど。絮縕也塞也。或作袽と注あり。古は絮を䋈と毛作るなるべし。䋈筎の二字は今字書共に。所謂塞船漏を云る義は見當らねど。字類抄に。敗船筎仁謂音。陶景注云。此大編刮竹筎以程漏処者フ子ノアカと訓り。古はノメを舟のアカと云るなるべし。古は其義にも用ひしなるべし。故に上に引ける字書共に。さる釋の有るなるべし。然れど䋈袽筎の字。何も能米轉じては。ノミともノテとも云に用ひしなるべし。さて舟にノメと云は。舟漏水の漏

容(イラ)ざるやうに。板の透間(スキマ)を塞ぐとて。檜皮(ヒハダ)などさし食(ハ)む
るこれを‖ノメ（ノミとも。ノマとも。）を云ふなり。字は。竹ノ茹(アマダ)などを。さし食むる方の義に
て。釈(ヨメ)る。今水器は水を洩(モラ)さむ料に鑿(アケ)たる穴を塞ぐ栓(キクギ)を
あり。
‖ノミと云も。其物こそ異なれ。‖ノミてふ語の意は同じ。其穴
を（ノミ穴と云。）はた樽などに。ノミグチを云は。其ノミ穴をり垂
り出ぬ口なる由なり。‖ノミを云語の本の意は何にまれ。
かたく打こむやうの事を云るなり。扨ハメを云は。今食(ハマレムル)
意。（水などを呑(ハム)るも是なり。）‖ノメも食呑(セノマ)の意なれど。大かた同意な
れど細に云はゞ。ノメは今呑(ノメ)の義にて。窄(スボ)く深く。乃ち
堅き義を含み。‖ハメは今食(ハ)にて。廣く淺く。また緩き義を

含(フク)めり。（よく考へ試べし。）匠具の鑿(ノミ)も。‖ノメにて。木牙打徹(ウチコム)意もて稱(ナヅ)
けたるべし。（今呑は意なきにて。躰語と用ゐる例にて。）用語のノメと云む方正し
きを。（舟のノメを。ノミとも。ノマとも云る如く。本語はノメならむを。轉りてノミとめ云るなり。）
ば記に。茹矢とある茹を食也。又飯(ニ)牛馬(ニ)也。とある字注の
有に依て。‖ハメを訓れたるなれ。いと物遠し。茹は茹の誤
り。（艹竹相似たり。）又上に引る四種の字は糸竹衣に从ひ。如加
は字の相離れば。又餘にも。竹冠艹冠。通じて書る字も有
る例などに思ひ準(ナゾラ)ふるに。記に茹またる茹と作るも。共に
同義の字にて。古(ヘ)‖ノメと云ふ用たるにも有るべし。然れど
此文茹矢(ノメヤヲ)打立(ウチタテ)其木(ソノキニ)と訓べし。今も木を割(サ)くに。堅き木に

てふ本木など太く作りとる。矢と云物を作りて。其を掾立て漸
に割ものなりて。其を矢字くは去とも云り。禪と云も。めと射て。敵の軀に
為食意ル詞にて。戦の場にて。矢をいくは去と云。まさ的
をいくはと云も。同義ル詞と通り。レクヒアヒなども。ク
ヒアヒにて。あれ互に食ル意なり。此外にもクヒ　然して
てふ語にて。解るげなるが多し。おれ因に云ふ。
木を割く具を古へノメ矢と云へるなるべし。其を大木に掾
立てなり。古き軍記に。矢を深く射込さるると哉。羽ぶく
らを飲て立るなりとやうに云へるも。羽の半まで令呑て。射
立るなるを云る文なるにも思ひ合すべし。さ云けり見む
人撰びて採ばし。◯令入其中とは。師云。大名牟遲命を。其
木ル割このけなる間に入るるなり。はて其木の割目は。なぐいさくりル廣

さなるばきに。其中に人を入れむ事は。いかゞ。と
云疑あるべし。此事は。次なる鼠の段に論ふべし。◯打離
氷目矢は。比米乃矢乎宇知離知氏と訓ばし。師云。氷目と
は。字は借字にて。木ルどル割目をいふ。樋目ル意ならむ
の。俗言に。比米和流く。比和流く。比毘和流くなど云。比毘
も。比米の訛なるべし。和名抄に。瘃比美。俗にも比毘と
云。是も比米ル旅べし。伽とは万葉十六に。比米加夫良八多
婆左弥宍待跡云く。と有は狩に用とりと見ゆれば。此の
氷目矢と八ツ目鳴鏑と別なるども。比米を云名の意は同じ
るべし。鏑は鏃に孔のいくなるも有を云牙
む。比米鏑も。其孔を長く彫るを云なるばル
きバなり。今云間字ヒて。と云も。本は同意ル旅べし。扱氷
目矢をうち離つとは。其ヒメに打立る旅茄矢を打離ちて
そ云ぶるなり。◯拷殺矣とは。かの木ル割目に挟置る矢
を。打離ち去るとぞに。其割目忽に迫り合ゆゑに。其中に

挾まれて死給ひしなり。○見得ハ。師云美延氐と訓べし。
得は。見ることを得てと云意には非ず。求めて得たる意な
り。今云。本には得見𪜈あるを。此師説によりて。目易く見得と書るなり。○拆其木は。此切伏
ると云大樹の割目に挾まれ死て坐を見おけると云故に。其
木を拆割て屍を取出し給ふなり。○取出は割目より出
奉れり。○活師云此度も前の如く。令活方術ありけむを。
其は傳ざりしなるべし。○其子とは。大名牟遲神を申に。
○此間は許くと訓べし。○為八十神。師云為字は為ゞ邇
を訓ぶべし。かくの如き為字を。多米爾と訓むは。漢籍訓の誤なり。○木国之大屋毘古
神は。五十猛神にて。此神の木国に坐る由は既に注せり。

第六十七段の傳見べし。理をもて思ふに。此神の本體は。須佐之男神
に屬て。必豫美に往坐して有べければ。今木国に坐には。
世に幸ひ給ふ御靈を。往昔坐し處に留め給へる神にぞ
坐すべき。然れど其御功徳は同じことなるべし。○速遣之は。
伊曾賀志夜理賜伎𪜈訓べし。師云。速字此処はスミヤカニとも。トクとも訓てはよ
ろし。遣もツカハスと訓てはよろきなり。ちて大名牟遲神を五十猛神の御
許にしも令遁遣たまふ所以は。此神ハ。須佐之男大神の
荒魂神にて。其御子とは申せども。實は天照大御神と。須
佐之男神の荒御魂。八十枉津日神に坐ましされば。其本を
申せば。伊邪那岐大神の。世の禍事枉物を憎惡ひ給ふ御

靈に因て生坐る神に坐也。其神性の伊猛く剛く御坐けむと。上に見えたるが如くなるを。其御靈を幸はし給ひ。猛き心を振起させて。八十神に勝せ奉らむとの御心にや。然るは大名牟遲神は此の程までは。多く和御魂のみ勝れて。餘りに云がひなく。八十神の爲るがまにまに辛苦給ひて。少しも荒御魂の進なく怯きを。御祖命の口惜く思食せる故なるべし。然有ればこそ此れも。此神の御態を熟く見奉るに。荒魂和魂をよく備はりて見え給ふなれ。抑荒魂和魂は。神にも人にも備はらでは。得有まじく。此は始にも云る如く。譬へば車に兩輪なくては。得有まじきが如きこと。神道を學ばむ人は。熟思ふべきなり。○覓追は。跡を尋ねて追行給也。

○臻は。師云追及なり。俗に追著といふ意なり。此は大屋毘古神の御許までは至らで。中途にて追及しなるべし。○矢刺之時。矢刺と云るもと。白檮原宮段に。矛由氣矢刺而追入と有るを始め。多く見ゆ。明宮段。朝倉宮段など見るべし。古言なるべし。此は射むとて。矢を弓に懸るを云。後世の軍記どもに。さしつがふと云是なり。○自木俣漏逃而去矣。師云。こは暫大樹の下に隱居て。其木の俣より脱出て。竊に遁去給ふなり。木俣は。字鏡に。椏江南謂樹岐爲椏。木乃万太と有り。和名抄には。杈椏を。末多布里とあり。漏は事は下にいふ。第九十段の傳見るべし。去字は。佐理賜伎と訓べし。此は伊迹と訓ては宜しからず。此差は。古へ言によく練て知るべし。

爾大屋毘古神議曰。可參向須佐之男命所坐之根堅洲国。必其大神將議焉詔矣。故隨御命而。參到須佐之男命之御所則。其御女須勢理毘賣命出見而。

爲目合相婚坐而。還入告其御父。甚麗神參來坐焉白矣。爾其大神出見而。此者葦原醜男云神也告而。卽喚入而。令寢其蛇室屋矣。於是其妻須勢理毘賣

命。以蛇比禮授其夫而告云。其蛇將咋則。以此比禮三擧而可打撥告出。故如教爲出則。蛇自靜出故。平寢而出矣。亦來日夜者入吳公與蜂室屋然。且授吳公蜂出比禮而。如先教出故。平而出矣。

爾大屋毘古神議曰。此の八字は。篤胤が謹て補へるなり。其由は。徴を見て知べし。以て此御言は前に大名牟遲神の。八十神に苦められ賜ふ由を。白し給へる事は有べきに其事なきは。前後の文より讓りて省けるなるべし。○須佐之男命所坐之根之堅洲國は豫母都國を稱ふると上に云り。第三十段の傳見るべし。以て此大神は。豫母都國に就坐せること既に

上に出まして今は既く彼国の大神とありて坐させるなり。
第七十九段の傳見べし。○可參向師云參向二字。記中に往ゝあり。何
まれ參向奉とあるに云り。然れども此れ其意に非ず。さ
ど參なり。○參赴二字も。多く參迎奉る処に用ゐて麻韋禮
ひ。まさなど參に用とある処もあり。
さも訓たれまど。此もなれ亦麻韋傳氏余と訓べし。それ茶
師寺佛
足石御哥は。此御跡字尋求めて。與伎人の在去国には。
我も麻冐氏牟とあり。今此も。此世を離さる国に往るを云
るが似さ
れぞふなり。○將議焉て。多婆訶理賜比那牟と訓べし。ゐぞ
る
は。喩ハケ
るなり。此は八十神の難を免れて。功德を立給ふべき
事を宜さはに度り賜むと云なり。○塩椎神の。叙遠理命に。
其海神の女見て。相議
む者ぞ。と教へ奉りし
と。全同じ意なり。
抑豫見都国にも。伊邪那岐大神の往

昔御行坐して。其醜き穢き有狀を御覽して逃返りては
し。彼国此国の往來を留むと投給へる御杖。引塞ませる
千引石に。三柱の塞神たち生坐て。其堺をし守り給へば。
現国よりは。都て往來なるはじき謂なるに。前に須佐之
男命の往坐るは。元より御母に屬て。彼国の大神と爲給
ふべき理の有れバ。此は今云ふ限りに非ぬを。今大名牟
遲神の往坐し事は。須佐之男命に屬て。彼国に坐し八十
枉津日神の。現世を幸へ給ふと。留給ふる御靈神の御議
にて。大名牟遲神の身に負る災難をば。悉く彼国に拂ひ
捨しめ。須佐之男大神の御稜威を承賜らせ給はむとの

御議とぞ所思奉らるゝ。然るは此神。亦名を。瀬織津姫神とも申て。彼伊邪那岐大神の禍事汚穢を惡ひ給ふ御魂は疑天生坐る謂に依て。万づの禍事枉物罪穢を。豫母都國に祓ひ遣り給ふ功德を思ひ合せて知らるゝなり。此趣委くは。第廿七段第五十九段の傳に註せるを見べし。偖こそ其議に頼りて。八十神の難を免れ。大なる利を得て。遂に功績を立給へり。凶難至極て。今は吉に趣むとなる。凶と吉とは交際に。豫母都國に遣給ふ事のごとく。枉津日神の德に應へるを熟く思ふべし。

〇參到則は。師云麻韋多理志加婆と訓べし。到の伊を省れるなり。此も佛足石御哥に。麻韋多利氐。麻佐米尓弥祁牟。とあるに依れり。參到て正目に見れむなり。〇其御女

須勢理毘賣命。御名義は師説に。下なる火須勢理命と同く。進む意なり。彼命の名義を。進む意となる説は。其は今第百四十八段の傳を見て知べし。此比賣神の方より進みて。夫に婚為玉ふ故は御名なるべし。此次に引る。此と同類の。木花之佐久夜比賣。また海神は女なれど。父は嫁ぎを待給へるに。此比賣はたもあらば。心を相婚せるも。進みたるなり。と有り。偖こは比賣命は天照大御神と高天原にて御誓坐る時に生坐る三女神は。一柱と坐まし神なるなど。上に委く注りき。第六十四段の傳見るべし。師説に。此比賣神と速佐須良比賣神と二神なる由言れざるは。甚く違へる説なり。さて此比賣神は。物實は須佐之男命の物なりしかど。大御神の吹生坐る神なれば。大御神ぞ此物實を尋給ひて。須佐之男命に屬給へ

あるが。共に豫美国に入坐て。今かく大名牟遅神に相婚は
して。其嫡妻となり給ひ。後より補れて。功し地神と爲給
へる事は幽き契ある事なるべし。○爲目合は。師云麻具
波比志氐と訓べし。具波比は。即物の合ことをいふ由。上に
委曲に云るが如なれども。然訓て。目を見交ス事なり。麻具波比
のこと。第六段の傳に。委く注せるを見よ。依て男女故に目を交るは。互に思
ひあふ態なればぞ。即交通事にも轉し云なり。然れど此は。
次に相婚とあるぞ。其事なれば。目合は。たゞ本の意なり。
海神宮段に。豐玉毘賣命。思奇出見乃見感目合白其父曰。
云々。即令婚其女豐玉毘賣とあるも。令婚が交通なれば。

上此目合は。交に目見交ことなれど。其をも著なるぞ。此も準
ずて知べし。書紀には。たゞ。挙目視之。まさ仰見など有も。此記の目合も。たゞ心なくて。ふと見合せ
さる事と思ふ人も有むか。いかにも非ず。互に心有り。思合て
見交なり。見感とあるにて知べく。まさ次に引く迩々
藝命の御言をも思ふべし。はた邇々藝命の詔に。吾欲目合汝と。木花
之佐久夜毘賣に詔ひしは。交通ことをも轉言方なり。かれ
美斗能麻具波比とあるに同じ。○相婚は。すべて美阿比
と訓べし。美は御なり。○葦原醜男。師説て。延佳本などには命
字あれども。此は舊印本に無ぞよき。下に是奴を詔ひし
御言。まさ此時の凡ては接待なるを思ふに。命をは詔ふ
はじめれぞなり。いかで此御名は。此より後に負給ふる御
名なるべきを。此に今詔ふは。例の後を

もて前にも同じして語り傳へたる語なるべし。事を有り。火遠理命の海神宮に往
坐る段に。爾海神自出見而此人者。天津日高之御子。虚空
津日高也云而。即奉率入内云々。と有に相類たり。○其蛇
室屋師云加茂翁は。其字ハ無てあるべし。と言れしかど
も。此は其處之と處を云る意にて。須佐之男命の坐宮の
邊なる事を斷れる辭なれば。必有るぞ。さて。蛇は此は呉
公蜂などゝ類て云るを思ふに。小蛇なる名なれば。弊
美と訓べし。遠呂智とは。最大なるを云べければ。此は然
おべは訓まじきか。將咋とは大蛇ならずとも云
し。和名抄に。蛇和名倍美。一云。久知奈波。日本紀私記云。乎呂知。蚖蛇加良
須倍美。蚦蛇仁之木倍美とありて。弊美てふ名ぞ主と聞
ゆる。但し弊美と云は。反鼻の字音をとり出さるかの疑あ
り。然れども。同和名抄に蝮の條に。俗或呼蛇為
反鼻。其音片尾と云るは。右に引る和名倍美とは似され
ども。別なりを聞ゆ。反鼻は。もとより正名に非ざそれれ
め。上代。此御国に無りし物は。漢一名などをも取て。名く
る例これかれ有れども。蛇などは。神代より有る物なれ
ば。名も無かるべきに非ず。もし乎呂知を。古名とせむに
も。既にさる名なるをすて。更に漢一名を借り求むべき由
なし。其上弊美と云名は。廣く云ならはしたる。さはに聞
ゆるをや。然れば此は。反鼻の音と。自然似たるのみなり
けり。万葉にも。倍美と云辭に。蛇を借て書る處あり。○今云。於迦美。
倍美。美豆知などの美。之れ同じおぞにて。龍蛇の類の總
名なり。十二支の巳を美と訓るにて知べし。さて倍美は
辺美。於迦美は奥美か。奥所美にて。奥と辺とを對へたて
たる名なる由は。既に委く第十六段の傳に云へり。
小蛇となるに付て思へば。蝮蛇ならむか。其故は類へる
云る呉公や蜂も。共に螫物なれば。是も然るべければな

也。尋常の蛇は、けれみ害をなさぬ物なれど、此も蝮蛇に
てよく叶ふべきか。咋とは螫を云けり。とあてめ妨な
かるぼけちて其も蛇の一種なれば。古は共に多く蛇とも
くや。
云れなるし。和名抄には、蝮は和名波美とあり。今云眞虫に
也。眞と云は害をなすことの甚しき故なり。狼
を眞神と云が如し。但し尋けちてかく蛇室。次に呉公蜂室
常の蛇をも見ても有ぬべし。
なぞゝて有るは。如何なる故にか。若は根国なれば。人の
害をなせむか。かく汝物の類凡て多かるにや。下文に。見其頭
者。呉公多在とあるなどを以て。其處の状を思ふべし。其
が中にも。蛇室を云は。殊に蛇の多か汝室を云なるべし。
◯今寢ハ。師云泥志米賜伎と訓べし。今人の詞にかよひ
て見まぞ。泥佐志米
と訓べきが如くなれど。其は雅ならず。万葉二十に。山人
乃和祁尓依志米之とあり。令得しなり。得と寢を全同格

の詞にかよひなり。得む寢む得る寢なれぞゝ。第三第四の
音にて活用めまと。万葉十四東哥に。伊射祢志米刀羅。と
云こと有るは。令寢ならむか。◯其妻師云。既に一度相婚坐せる故には
や妻と云也。次に其夫ともあり。◯蛇比禮師云饒速日命。
天より降給ふ時に。天神の授賜へる瑞寶十種の中にも。
蛇比禮一。蜂比禮一。品物比禮一。と有て。其を用ふ道を教へ
給ふ御言に。布瑠部由良由良止布瑠部と有り。古事委く。神武天
皇巻に見ゆ。此は蛇の身の鰭と云には非ず。蛇を撥ふ比禮に
也。譬へば。蛇之麁正なぞを云劔。名なれど。蛇が劔にはあら
で。蛇を斬さる劔なるが如し。凡て物の名に。此例多し。
右の十種の中に。品物比禮一と有にても。其身の鰭に非ぬ
ことを知べし。種々物身の鰭ならぞ。一には非じをや。
天之日矛の持渡來し寶物の中に。振浪比禮。切浪比禮な

どなる比禮に同じ。偖それ比禮てふ物は。如何なる物ぞと云ふは。お比禮とは。振手の約まる名にて。何にまれ打振物を云。理氏を。礼と切れど。布礼なきど。まさ布理は。比と切きど。おれおうら比禮を云るゝな也。ちきせ魚の鰭も水中を行とて振物服の領巾も本は振る料にて。皆本は一意に名付る物ぞ。故に上代に。領巾は。必振ことを云也。然れば蛇比禮とは。蛇を撥ふとて。振物の名な也。然るを右の。由良由良止布瑠部。とある詞に就て。王なりれど云說は叶はば。由良由良は。振さまを云詞。布瑠閇は。即振きを延さることばなり。◯其夫は。師云曾能比古遲と訓べし。夫を比古遲と云るなと下に見ゆ。彼處に云べし。第九十九段の傳見べし。はゝ遠とも訓べし。即ち此比賣神の御歌に。那遠使氏遠波那志と爲也。汝を無なり。除て夫和名抄に。夫和名乎宇止。宇止は人なり。俗に乎都登といふは。此訛なり。一云乎止古。また後夫和名宇波乎。前夫和名之太乎と見ゆ。是らみな袁を本とせる名なり。◯三擧たり。師云美多毘布理氏と訓べし。布理を布伎と擧た。必訓むも同じ。布理と訓べき由は。右に云るが如し。白檮原宮段の始に。爲釣乍。打羽擧來人。とある擧字も。必然訓べき例を以て。思ひ定むべし。れは彼處に云をも。合せ考へてよ。◯如教爲之則。師云此上に果して蛇の咋むとせし事有べきを。其は上の語に讓りて省ける文なり。此例常多し。餘も準へて知べし。◯自靜とは。師云起立て咋むとせし蛇の。退き靜りて何でふ害をも爲ざり

しな也。○平寝は。師云夜須久泥氏と訓べし。平は。常は多比良と訓み。夜須久は安くと書ども。此二言は。常に連言て同意なり。此は必夜須久と訓べき語なり。○出矣ハ。翌朝蛇室を也出給なり。○來日は。師云久流比と訓べし。書紀に。明日明且明年などある訓を見るに。明字なる哉阿久流と訓まで。久流と訓るは是古言なるべし。但し助辭の都は心得ず。此助辭を置べき言には非ず。當時此ばかり也の久流事は。誰もよく辨ふるべきをいふなる事にの。比は翌日を云也。○吳公は。師云蜈蚣な也。但し延佳本に。蜈蚣と作るはちりしらに改めるものなり。諸本みな吳公とあ也。字鏡蛆字の下にも吳公を作也。如此偏を省きて書は。此方にて古の一書法な也。例をいはゞ。健を建と書き。建字に多気と訓べき義はなし。假字に使を支と作き。支字はキ音はなし。神名式また伊勢儀式帳などに只字をキの假字に書るも。祝字な也。弦字を玄を作き。石村の村を寸を作き。此事池辺宮段に委く云べし。醜字鬼をかき。和名抄上野國の郷名に委文之土利。とあるも。倭字の偏を省るな也。はた後世に。條を条とかくぬ此例な也。此らの字ども。古來物知人たちの心得かねさる事なるを。已近ごろ考得て。右の例を以て見まむ。皆いと明らかし。けちて和名抄に。蜈蚣和名無加天とある也。○蜂和名抄に。波知とある也。○吳公蜂之比禮は。吳公を撥ふと。蜂を撥ふを二の比禮か。はた此二の虫を撥ふ比禮にて一か。何にても有なむ。今云。十種瑞宝の中に。品物比礼一とも有まゞ。けちて世此も決めて。二虫を撥ふ比礼にて。一なるべし。人の害をなす物は。種々多かる中に。此三虫をしめ云る

由は上代に民の家居などはらくて有で野山に交り住しかども此等の物の害ぞ多かりけむ。然れどもかの大祓詞にも昆虫の災を擧げ并種寶の中にも此等を撥ふ比禮も有るなり。是也。欽明天皇紀に席際現蜂蛇怪といふ事あり。○平而出矣此は寝をば上に倣むせて畧れる文なり。

於是其大神。以鳴鏑射入大野出中而。令採其矢矣。故入其野

時。卽以火燒廻其野焉。爾不知所出出間。鼠來云出内者富〻良〻。外者須〻夫〻。如此言故。蹈其處則。落入隱出間。火者燒過焉。爾其鼠咋持其鳴鏑出來

而奉出。其矢羽者。其鼠子等皆

喫矣。

鳴鏑、師云、書紀の訓に那流訶夫良とあれども、字鏡に鏑、奈利加夫良とあるに依て訓べし。名義は、鳴神夫理矢なり。神の微を畧き、理夜は良と切れり。〇今云、此師說もさる義ながら、此はカブラは、カブロと同言にて、則神と同義なり。然れバ、鳴神矢と云意なるべし。さてカブロとカミと同言なる由は、第一段に注るを見るべし。天智天皇紀に有細響如鳴鏑とある如く、射れば空を鳴行ぐ。雷に似たればなる也。蔓青根の形に似たる故の名と云は非說なり。そは返りて、此鏑に似たるから、彼根をも加夫良と云なり。〇今云、古の論はいさおほごとなり。先後は云ばからば、鏑も蔓青根も、ともに末なり。其本は第一段に云が如し。さて此矢、下にも往々見えたる也。古くから用ひし物と見ゆ。書紀に八目鳴鏑と云も有り。八目とは、其鏃に竅のいくつも有を云ふ。和名抄に、日本紀私記云、八目鏑夜豆女加布良と同也。雷を鳴神ともいへば、鳴鏑をも加夫良とよみも云べし。はさは後に、鳴字畧きて、加夫良をのこも云う。加夫良を本として、其中に鳴を分て鳴鏑と云は非じ。〇今云、カブラは、本大く末細き物を云名なれバ、カブラは本にて、ナリカブラは末なることと、上に云と合せ辨ふべし。万葉九に、響矢ともよめり。此響矢を、今本の訓には加夫良とよみて、鏑字は衍なり。袖中抄には那流夜とあり。只なればこそ鏃の古きにて、分て加夫良とも訓べき義は見えれば、此は漢籍に鳴鏑と云物。此方の那理加夫良に似た

なる故に此ノ字を當さなるべし。鏑ノ一字を訓るも。鳴鏑とぞり
移ませるなり。史記匈奴傳ニ云。冒頓乃作為ル鳴鏑ヲと見え。て。其注に。韋昭曰矢鏑飛則鳴ナリと有也。○焼
廻焉は。夜佐米具良志都と訓べし。○不知所出は。師ニ云。不
知可出之處と云意なれど。此ノ所ノ字は。虚字に非ばにて此
意は。四方ともに焼廻す故に。遁出べき方なかれ也。抑蛇を
云ひ呉公蜂と云此事と云ひ。種々に苦惱め賜ふ所以は。
彼ノ八十神の如く實に害はむの御心には非ず。如此爲て。
此ノ神の勇怯また智愚なるを驗給はむとなるべし。次ノ文
に御心に愛く思して御寢ませ也を有にて。其意著れた
也。まさ此くさ〴〵の難苦も。お
のづから祓除れ意あるをや。○鼠。和名抄に。鼠和名禰

須美と云也。小竹眞棹ガ云ならく。祢須美と云ノ名義は。根
住まや。そは根ノ国に住ればなり。今ノ現にある
鼠も。坑に住み。夜に出るは。此ノ物ぬと。夜見ノ国よ○内者富
り來れる物ならむかと云り。然毛有べくや。
富良く。師ニ云。富良は物の中の空虚にして。廣きを云ふ。洞
なるを是なる也。そは廓を約めたる言なる也。凡て物の殻ばか
りにて。中は宗なる
く。空虚なるを。俗に富賀良と云は此意なり。はた朝富良
気と。富賀良富賀良と明行を云ると。全く同意なるを以
ても。富良と富賀良と同きを知るべし。○外者須々夫々。師ニ云。須夫は窄めれ
也。統るも本は。廣ごりさる多くの物を。一つに集めて窄く
なる意ぞりいふ言なり。此須煩も須夫と通はして云例
れり。
けて内とは。鼠の地中に構へさなる穴の奥をいひ。外を
は。其ノ穴の入口を云なる也。○外は登と訓べし。曽登と云は。俗
に其は背面を云こ也を。外面と
心得さるとり。混し紛るべし。背面は。山陰を云也。成務天
皇ノ紀に見えて。背津於母を約さるなり。外面の意にあら

ば。中昔より哥などにも。外面の意
にとむを叶ては。外をなぐ登なり。然れば如此云へる意
は。己が地中に構へたる穴は奥は廓に廣し。入口は窄狭
なれば。火の焼入べき由なし。故暫これ穴ノ内に隠坐て。難
を免き給へとなり。さて富根も須夫も。重ねて云るは。鼠
の鳴に象れるにや。○篤胤云。土佐ノ国
人。谷垣守が説に。土佐ノ国ノ方言。遭遇不図幸事。有保良奈留
古登迩阿布之言。或有不虞災厄。亦通用此言者。以出於望
外之類轉用耳。或鼠之故事。有吉凶二途。以故假用乎。此ノ方
言。蓋傳上世之諺。雖細事。堪愛賞焉。といへり。さる説なり。

○落入隠は。淤知伊理加久理と訓べし。隠を加久理と云は。古言の格なり。
師云。自彼鼠穴中へ落入て。御身の隠給へるなり。斯て其ノ
間に。彼野火は穴ノ外を焼過去て。其難を免給ひしなり。今云。此
師説に。自木ノ俣漏逃と云。今此に鼠ノ穴に入て隠給ふと云
るを。合せて思へば。此ノ神も。少彦名ノ命の如く。身躰の甚小

く坐るにや。されど此は。あしき物に見えたる事無
ければ。定めては云がたし。書紀に。少彦名ノ命のことを。大己貴
神。即取置掌中而翫之。とあるを思へば。同じほどに小き
神とも見えたれど。此説は無て有まほし。然る
は木ノ俣には。人の入るばかり大なるは。いくらも有し
はた鼠ノ穴も。人は入ばかりなるあらめ。などか無らむ。○咋
持。万葉十六に。池神の力士儛の毛白鷺乃桙咋持て飛渡
らむ。○奉之は。大名牟遅ノ神に献るなり。師云。抑鼠は。人
に害をなす物の。家内に在を吉とし。無を凶とするは。此ノ
故事よりぞ出たるならむ。まだ近く焼ぬべき家は。かねて知る故に。鼠住ずなど云ふなり。
○其矢羽者云々。皆喫矣。師説に。皆は子等皆なり。喫は上の咋と同くて。子鼠等の。矢ノ羽ノ方
を共に助けて咋へ持来るなり。鏃の方は重ければ。大鼠
の持ち。羽の方は軽ければ。子鼠は挟持むこと。然もある
べし。喫とのみ云て。持を省るは。上にある故なり。齧傷
ふ事をも思ひまがへぞ。と言れたれど。何所に見ても。喫傷

有る事となり、其羽を子鼠の皆喫さる事までは記し傳へ
外にも見えねば、
ばとも有べき物なるに。如此しも傳へ流れ羽をみな喫
なりしかば二度其矢を用ふること能はざりしと云意
にや。はた若くは大神の再射て、大名牟遅神を再苦め給
はむ事を思ひて、羽を喫とりとの意にても有べし。

於是其御妻須勢理毘賣命者。持喪具而哭來。其父大神者思已死訖而。出立其野則爾持其矢而奉出時。率入家而喚入八田間大室屋而。令取其頭出虱矣。故見其御頭則。呉公多在。爾其妻取牟久木實與赤土。授其夫故。咋破其木實。含赤土而

唾出出則。其大神。以為咋破呉公唾出而。於御心愛思而。御寢坐矣。

枩具は。師云加茂翁の。波夫理都毛能と訓れなるに依るべし。書紀に祓具を。此云波羅閉都母能とあると同格なり。枩ハ母と訓べき字なれども。此は葬せむ料の具なるなれぞなり。母能曾那閇と訓るも非には非ず。然ど其は心ならば。其故は。まお凡て具字。漢籍にて躰と用とを用になど斯て。礼記檀弓に。喪具君子恥具

と云る。上の具は。其料に備る物を云て躰。下の具は。それ物を備るを云て用なり。然ればこの方にて。用言に曾那布と云は。古言なれども。其物を指て。曾那閇と躰に云むは。具字に依る後の言めきて聞ゆれぞなり。さまど然訓までは。訓の多き所もあるまで。其は己こと得然も訓おべし。なお他にも此例いと多りや。○哭來は。師言に。那伎都々來坐志と訓べし。加茂大人の書入に。此は影媛が鮪臣を葬し時の歌と合せて見るとあり。信にさく似たり。と有り。其は武烈天皇紀に。眞鳥大臣の子。鮪臣は奸けるゆゑ。影媛と云るが。鮪臣の戮さるる處に行て。悲み歌ひる其歌詞の中に。拖摩該爾播伊比佐倍母理。拖摩暮比爾彌逗佐倍母理儺岐曾寛遲喩倶謀柯𦤶比謎阿婆例。と見え。遂に其屍骸を收理と云事ありや。此玉笥に

飯を盛り玉盌に水を盛るとある。即瓮貝の中なり。此は彼巻に委く記せれバ、其大凡をのみ注するなり。○思已死訖は須傳爾麻賀理奴登思本志氏と訓べし。抑此語は右の須勢理毘賣命者と云下に先有べきを彼處には言で後れて此處にしも云へるは。師云古文の巧なり。上にては持瓮貝云々と云語はあらむ。自ら死訖と思せる事ハ聞えまさ此處にて然る語も無くて直に出立其野にと云むて語調も足ハねば。彼此を以て。此處に此語をば置て自然に彼處へもひゞかせたる物ぞ。○出立其野則師云。古は此段の凡ては意を以て思ふには。右の如く大名牟遲神を種々苦しめ賜ふは。前に

云如く。皆此神を驗み賜ふなる事に今かく野火熾に燃れなりて。既に燒竟まで。なほ彼神の出來坐ぬ故に。如此ては既々所燒て死ぬる物ならむと。御心には。いともしく。心もとなく思して。其爲の終を尋ね賜はむとてぞ。出立賜ひけらむ。出立は。推古天皇紀の哥に。異泥多く須と有るに依て訓べし。○持其矢而奉之は。始に令採其矢とある事を竟になり。○率入家而云々。師云此は已死ぬを思しさるを。思ひの外に彼矢を持て出來坐るなれば驚賜ひて云々など云言は。此上に必有ぬべき處なるに。何ともけなる言は無くて。語の足はぬ心ちにするは。裏の御心を顯し賜はでは強面なくなり

賜ふ故になり。其由は次々に云べし。家は即須佐之男大神の御家なり。
㊀八田間大室屋師云八田間は。廣く大なる謂なり。田借字
の意は未思得ず。若は都の轉れるにて。八箇間か。加茂大人は八咫間ならむかと云れしかど。其意にはあらじ。八は例の多く多きを云なり。間
とは凡て家の柱と柱との中間を云へり。中昔までも然り。
一間二間。または東より第一間。西より第二間。第三間など云る
たぐひ。皆然り。後世に家内を區て。障子など隔たるなど
を間と云も。右の意をぞ轉せるなり。また
一歩を一間と云も。右の意をとり出たり。ちて此大室は。
次文にも依に。此大神の内寝と見ゆ。㊁虱和名抄に說文ニ
云蟣虱子也。和名木佐々。虱齧人蟲也。和名之良美。とあり。字鏡に。螅
蜫蛽蝨などに志良彌と見え。蟣字の下に志良彌又支加

佐とあり。之良美と云義は白虫にある。牟志の切り美となる。續古事談五に。光
榮と云し陰陽師。上東門院の御座のとき。淺ましげなる表衣指貫に。平鞋はきて。贅もの〳〵で中門より入て。階隠の間より上りて。懐より白虫をとり出して。高欄の平桁にあて〳〵。大指して殺しけり。と云ことを記せり。○字鏡なる蛽字は。白虫を一字としたる。謂ゆる和字にや。○呉公多在上の豫見国段に
伊邪那美命の御有狀を宇士多加禮斗呂々岐而云々と
有と合せて。彼国の狀を思ふべし。師云かゝる御頭に手
を觸されるも猶此神を試み給ふなり。○牟久木實は天
武天皇紀に椹此云武矩と見え。本草和名に椋子木一名
椋和名牟久乃岐とあり。和名抄にも。椋和名牟久と見え。字鏡には。材。椹。杁などを。牟久乃
木とあり。また積和。また札松などを。二字牟久とあり。○赤土は万葉にと其餘の書

にめ。波邇と訓べき例多かれども此は必阿加邇と訓べし。いまゝ曽富迩とも訓べきなり。然るは呉公を齧碎たる色に似せむ料に授給へる土にまむれり。○授其夫前に蛇の比禮を授けて教たる如くに此に云々し賜へと教給ふ言なるべきを上に倣はせて省るも此なり。○木實は師云許能美と訓べし。上に依え年久とおもひける故に木寔とゝ紀り。同字なれども少ゝ異なり。和名抄に應劭曰木寔曰菓。日本紀私記云古乃美。俗云久太毛乃なり。○咋破は師云久比夜夫理と訓むべし。齧碎を云なり。下なるも同じ。万葉十六に。机の島の小螺を伊拾ひ持來て。石もちてつゝき破り云々とあるに同じ。○含は師云布々美氐と訓べし。布久牟は古言なり。万葉十九に布數賣流に○唾出は師云和名抄に唾和名豆波岐とどれなあり。見え字鏡に涎口水也液也唾也與太利又豆波志留また液小兒口所出汁也豆波支など有はみな其物を云は體言なるを今は用言に云へり。仍て此都婆伎てふ言に疑あり。そはまお今世にも口中になる水を津といへば。唾は津吐の意なるべし。然るに津字も都と云言も。もと船の泊る所の名なれば。それより轉して。津液の津をも都とは云う。若然らば古言にはあらで。津字より出たる言なり。されど唾はなく吐とは古とのさま等しからねば。都婆久を訓むよしなし。仍て此は椋子を咬碎きて。含たる赤土と和なるが。呉公を咬破たるに能似たるなるべし。○愛思而は波斯久於毛富志氐と訓べし。師云。波斯久は字の如く。愛慈しむ意にて倭建命の波斯祁夜斯

をも歌賜ひ。万葉などにも多く見え。愛字を書る例も。彼集に有り。大雀天皇の御歌に。阿賀波斯豆摩〈吾愛妻〉とよみ賜へるも是なり。〈なほ彼処に委く云べし。〉さて此は大名牟遅神の。多かる呉公を少しも懼れずて。咋破賜ふと思ひて。其勇を感給ふなり。然れども其は御心の裏にこそ。色にも出し賜はぬと云ことを。慥に知らさむ為めに。於御心とは云るなり。上件蛇室呉公蜂室などに寝しめ賜しに事故なく平くて出坐し時。また野を焼廻ししるに。無恙て矢を持て献り賜ひし時も。其度毎に御心の裏には愛く思れども其心を表に顕し給はぬ故に。彼処々には此語を

署れて。今終の一事に如此云る古文は妙なる処なり。心を著て味ふべし。〈古事記は。さかしらを加へずて。古文のまゝに記されたる故に。よく見れば。妙なる事のみ多し。書紀は漢文を飾るとて。さかしらをのみ加へられし故に。中々に古文の妙処は皆失ひ終ぬ。〉さて上の処々へも。例のひゞこの世為る物ぞ如此有ぞ。上件種々の事は。みな彼神を験賜はむとの御所為なることと。此一語にて著し。〈今云師の此段は妙処を見得られざる。解状は妙なること。今称へむとには縁よる。心餘りて。言に演がさし。此は人は親となりて。子を長らしむる道を知り。人の師となりて。弟子を教ふるは道を知れる人は。自然に今己が思ふ如く。此解の言に絶て等く妙なることを悟りぬべし。さては有れど。人は師となり親となり。其子また弟子を教ふる道を弁へ得ざらむ間は。親はた師の。然る愛しみの心。裏に有れる事とも得知ざる物なれど。是乃ち師となり親となれる人は。常に心得べき事にぞありける。〉

於是握其大神御髮而。其室屋出每椽結著而。以五百引石取塞其室戶而。負其御妻須勢理毘賣而。取持其大神出生大刀生弓矢及其天沼琴而。逃出

出時。其天沼琴拂樹而。地動響矣。故其御寢出大神聞驚而。引仆其室屋矣。雖然解結椽出御髮出間。遠逃矣。故爾迨豫母都平坂追到而。遙望而。呼大名牟

遲神而謂曰。其汝之所持之。以
生大刀生弓矢而。汝之庶兄弟
者。追伏坂之御尾。追撥河之瀨
而。意禮爲大國主神。亦爲宇都
志國玉神而。以其我女須勢理

毘賣爲嫡妻而。於宇迦能山之
山本。於底津石根宮柱太知。於
高天原冰木高知而居。是奴耶
詔矣。大名牟遲神還坐而後。逼
坐其若須勢理毘賣命之時。於

其社出前有石。其上甚滑也。即云滑磐哉矣。故其地云滑狹也。

握御髪ハ。御頭の虱を取居るをいふなれば。御髪を握まて。本ハいと便あり。○椽ハ。師ニ云字鏡に樽櫨也枅也。太利木。また椽ハ比佐志乃太利木。とあり。和名抄には釋名ニ云。梍在檼旁下垂也。兼名苑ニ云。一名橑一名椽。和名太流岐。楊氏漢語抄ニ云波問岐。と有て。今世にも多流紀と云ども。多理紀ぞ理優れる。字鏡の訓に依べし。○結著は。師ニ云臥坐御髪を直に屋の椽に結著むて。

程遠き心ちにまで。此は別に緒を髪に結び續て結著とせむか。然れど其は中々にくだくだしく聞ゆれば。直に御髪を結著と見て有なむ。今云。守く優れたる神ならば。御髪はいと長く御坐べし。密に承り傳へたることあり。然れば此大神の御髪の。椽に結著るばかり。長かりけむ事は。然も有べき事なり。さて如此爲給ふ所以は。此大神の御寝坐る間に。此處を遁去むと思ほしから。跡より追來坐むことを恐まして。其を留奉らむが爲なり。其事次に見ゆ。○五百引石は。上に千引磐とある類なり。○取塞は。師の登理佐問氏と訓れしに依べし。師また云。俗語に人の闘などするを。傍より取さふると云も。是より出たる語なり。上に以千引磐引塞其坂路。とある處に注せるが如し。第二十一段の傳見べし。○生

太刀生弓矢は。師云生ハ天神の饒速日命に授賜へる十種の寶に。生玉足玉あり。神祇官に坐る八神の中に。生魂足魂と申すあり。はた生嶋足嶋。生国足国。また出雲国造神賀詞に。今日能生日能足日爾。などもある生にて。皆命長く生る意なり。足は。劣らぬことなく足ふ意なり。さて此は執持主の。命長く生さき徳ある太刀弓矢なり。右の如く。生某と云には。みな足某と並びたるに。此には生のみにて。足の無きは。生に足をも兼る意あるべし。加茂大人は。右の生魂足魂生国足国は。共にその和魂荒魂を分てるなりとぞ云れし。抑今豫美国にして。此物を得給ふは。例の凶をも吉になしたまふなりぞ。○其天沼琴。其とは。上に其大神之と有る承て。同其大神之なりと師の説な

為るが如し。天とは。此も師説の如く何にても其製状の天上物に同じ処を云。第五段の傳見べし。沼琴と云沼は。天瓊戈を。記に。天沼矛と書たる沼と同じ假字にて。瓊を云ふ古言なり。然れど沼琴は玉琴と云が如く。瓊を飾付たる琴なり。天沼矛と思ひ合せて辨ふべし。然るを記傳に詔と誤れる本に依て。詔琴と為て。解れたる説は。信がたし。されど。許登と云名義を解れたる説は。信ひ依べき説どもなれど。今は詔字に就ての説は省き捨て。琴の説のみを此に注しおけ。偖て許登てふ名義は。師説に言所なり。所を登と云例多し。上に云り。さて登杼を切れど登とある。留を登麻流とも云が如し。然云ふ由は。また古に何事にまれ神の御心を問むとて。其命を請申すには。必琴を彈り。于時其神。琴上に降來坐て。人に著りて。命を詔

給ふ。此事は。訶志比宮段に。證等を擧て。委く云を合せ見て知べし。仲哀天皇巻に傳見るべし。また武烈天皇紀の御歌に。擧騰我彌儞枳謂屢箇皚比謎と有る。上一句半は。影と云む序にて。琴頭に降來て坐ス神の御影。と云意に連たる也。此等を以ても。右の旨を知べし。かゝれば。琴と云名は。神の來て詔言し賜ふ所と云意なることと著し。と有に從ふべし。なほ此器の事に就て。謂ゆる倭琴の事をも。種々言れたる說ども有を。それ既に第五十四段の傳に注せりき。合せ考ふべし。偖また師說に。今かく。太刀と弓矢と琴とを取持て。逃出たまふ。其中に。太刀弓矢を用ひし事は。次文に見えたるに。此琴の用は見えねど。など拂樹而地動く事を云む料のみに。此物を挙むは。作物語などにあるぞ。然ることも有らぬ。實錄にはあらず。設けて云しき調なし。また如調八絃琴所治天下と云ると。然れど記中にあれど。其は譬なきぞ。此に由なくなり。是を取持て出給ふると何の由とも聞えがたし。故熟く思ふに上代には。夫婦の結びを爲むに。必女の親の方をば聟に琴を與て。其を永く夫婦の中の契とせし事にぞ有けむ。其詳なる據は未見當らねど。吾妻と云名の有も此故なるべく思ふ。後までも。倭琴に此名あり。此を中比東国より奉し事有し故など云說あれど。名に付て設たる妄言ぞかし。さて今此琴を取持て出賜ふは。須世理毘賣を妻とせる表物とせるなるべし。然れば次文に。父大神の詔に。其汝之所持之生大刀生弓矢云々とあるは太刀弓矢の用を云ひ。次に以其我女須世理毘賣爲

嫡妻となる所に琴の用をば籠と為べし。偖夫婦の中を
絶を抗には。其表は琴残婦は方に返し渡せしなるべし。
上の豫美國段に。女男神各對立而度事戸をあ為も。此と
合せて思へば。表の琴を。女神の方に返し度むと云意は
言なるべくや。許登は言所は略かきる名なれおを。上に云るが如くなる故に。許登杼をいふ。さて五百引石を取塞室戸と云ひ。豫母都平坂まで追到と云ひ。其外も。彼段と此段を。事のさま相似たる事多きを。思ひ合すべし。さて此大名牟遅神は。今豫美國より帰りて。其國造坐こをむ。本彼上は豫美國段に。國未作竟となる。其業を紹給ふなること。下に委く云が如くなれば。彼段に。女男神離別て。未竟たまはぬ業を。今此神まと女男と為て。紹たまふれまぞ。彼度事戸と。今琴を取持と。遙に相應へて。妙なる理ある事を思へ。但しかの伊邪那岐伊邪那美大神の御時に。現に琴を返し度し給ふにては有まじきれども。然云て。夫婦の中を絶おとくなれる詞を以て語

傳へとる物ぞ。河海抄に。和琴は伊弉諾伊弉冉尊御時令作出給ふ。云くと云るは。拠あるか。もし古き傳へならむ。少し此に由有を言れと為。甚惜き考へなきとどめ。此も信がたし。そきこと也。
然も有らむ。此御琴は。何の料に取持て逃出給へるなら
むと云ふに。彼天沼琴は壞れしも。彼處に云る如く。天神は
神靈の靈と付賜へりと通ゆるに合せて考ふ為に。此琴
は。須佐之男大神は。殊に愛しみ給ふ器にて。その飾れる
壞はしも。其神靈は驗と付給へりけむを。國作堅めて。大
國主と成むまで。此大神の神靈に頼らでは。大造之績の
建ゆじき由緒を所思坐て。御靈を承賜はる靈は器とせ
む料に。此琴を取持給へ為るべし。然為は。此國土は。元とり須佐之男大神

の治看して、作堅給ふべき由あるに、上件云る謂にとめて、豫母都国に入坐るを、遺し置給へる御子神等の、造堅給ふとは云へど、には大造之績と云ぞなり。此功は立ざなりば故に、大名牟遅神の一向に須佐之男大神の御魂を承賜らむと、物し給へる事と所思也。其由あれば次々に云を見て知べし。出雲風土記に、飯石郡琴引山、古老傳云、此山峯有窟、裏所造天下大神之御琴、長七尺廣三尺厚一尺五寸、又在石神、高二丈周四尺、故云琴引山とあり。此山は鈔に、在來島郷由來村、山頂有權現、所謂所造天下大神也と云へり。さて此窟に在し琴は、此なる御琴とは異なるべけれど、因に記し出ぬ。石神とは、神の像したる石と聞ゆれば、今世まで存まるか。まさ御琴は石とは言ざれども、大名牟遅神の御世より、此風土記を記せる頃まで存むれば、石に等しき物ならば、有經べくも非ば、此も今に在や知らば。◯拂樹は、師云、紀邇布禮と訓べし。俗にいふ突當なり。高津宮段に、水潦拂紅紐も

あるなり。◯地動響矣は、本には動鳴とあるを、下の師説に依て、熟當な字に替たるなり。都智牟々呂使々と訓べし。此言は前の伏汙氣而蹈登杼呂許志とある處に注しおけり。第五十五段れ傳見るべし。師云、万葉に動響とも響動をも書るは、みな牟々呂と云處なり。◯聞驚而は、師云、上に須佐之男命天に參上ります時に、山川悉動國土皆震とあるとは、此は聊異にて、睡坐るが、驚起て御目の覺給ふを云なり。凡て物の音などに驚くには非で、只に目の覺るをも驚くと云ぞ古と。物語文などに常多し。今も或国人の、然云を聞しことありき。其国は忘れたり。◯今云、安藝備後などの国々にては、凡そ眠さむるを驚くと云も、其国人ら云なり。垂仁天皇紀に寤と

めり。万葉四に。夢の相は苦有けり覚きて。掻探れども手にも觸ねば。是にて明らし。○引仆其室屋とは。師云。かれ椽毎に御髪を結著たるをぞ知し看して。いと驚きて。起立て出給ふをりに。御髪に引れて室の仆るゝなり。○雖然とは。師云。如此ぞかし。勇猛き御勢力にては。何處までも速に追及給ふべきなれども。と云へり。○遥は。師云。波呂婆呂爾と訓べし。皇極天皇紀の謡哥に。波魯波魯爾。渠騰曾枳挙喩屢。万葉五に。波漏波漏爾。於忘方由流可毛などあり。○望ては。師云。加茂大人は。美佐氣氐と訓まさるに依べし。書紀などにかゝる望字を。ミセルとも。ホゼルとも訓を付されども。此言としては云ふ例を見ず。ねぞ取べし。万葉一に。數々も見放武八萬雄とある言。此字によく當れり。振放見と云も同意なり。○呼は。余婆比と訓べし。余毘を延たる言なり。師云。豫母都平坂て。上にも見えて。豫見國と顯國との交堺なれば。此大神は此堺より此方へは。越出給ふこと能はねば。故此處にして。遥に望て呼賜ふなり。今云。此大神の此堺を越出給ふこと能ざるは。伊邪那岐大御神の。千引石を引塞給へるに成坐る。久那八衢比古。八衢比賣神。また投給へる御杖に成坐る。久那斗神。湯津石村の如く塞坐して。防護り給へばなり。其は道饗祭の祝詞に。大八衢に湯津磐村之如久塞坐。皇神等之前尓申久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止。御名者申氐称辞竟奉久波。根國底國与利麁備疎備來物尓。相率相口會事無氐。下行者下乎守理。上往者上乎守理。夜之守日之守尓守奉云々と有をもて知べし。委く云は第二十二段の傳に注せるを見よ。さて此神等の然守り給ふ堺をしも。大名牟遅神の往來し給ひ。また須佐之男神に属て。彼國に入坐るは。須世理毘賣命の。大名牟遅神と共に來給へるを

いのにと云に上に注る如く、大名牟遅神の彼国へ往坐るは、大屋毘古神の御議にて、八十神の難を遁れて、須佐之男大神の、稜威の御霊を幸しめむとの御態なきむ、事別なり、又はまさ須世理毘賣命の、彼国へ入坐るも、此も上に云る如く、大御神の御詔として、須佐之男神に属給へるを思ふに、此神もなむらく彼国に入て、大名牟遅神の往坐を待つゝなる趣に、佐々て共に將て帰る夫婦となりて、共に功を成給ふべき、淺き理ある事と思はるればバ、是また今云ふ限に非ばのし。〇庶兄弟とは、彼八十神を云ふ。〇坂之御尾は、師云、山の坂路の前乃長く延はへたる處を云れるを指し、御は眞に同じ。〇河之瀬は、師云、坂に御尾といひ、河に瀬と云るは、なゝ詞の文にて、事もなゝ坂も河なれ。偖それ坂も河もまた詞の文にて、事はたゞ道の行手に此處にても彼處にてもと云ことなれ。山といはで坂といひ、また河にも瀬と

云は、みな道路に就て云へり。瀬は渡瀬なり。然るを如此言なせるは、古文の麗美き趣なれば、たゞ坂に伏と云ひ、河に撥と云も、言をかへて文を成せるものぞ。〇意禮は、師云、人を賤め詈稱なれ。記中白檮原宮段に、兄宇迦斯をも詈て云ひ、日代宮段に、熊曾建をも云へれ。書紀に、右の延宇迦斯を云るを、爾と書て、此云飫例とあれば、たゞ神代紀、敏達天皇紀などに、爾をも作れ。你は尓也同と字書に有り。枕冊子に、田植る女の謠へる歌に、郭公を、意禮を、加夜都を、意禮鳴てぞ我は田に立つ。此も女心に田に立つ労を苦みて、郭公を詈たる詞なれ。中昔の軍記などに、人を詈て夜意禮と云こと多し。是も夜は呼出す發辭、意禮は此と同じ。また今俗言に詈て、起をさちつま、行をもきつま、なぞ云も、立つま、行つれにて、此の意禮な

る㐂し。然るを轉して。まさ立おつさ。行れつさ亦ども云へ
巳。まさ今ノ世の俗言みれ。自意礼と云ひ。入を詈みて。己をめ
我とも云れ。古ちて今かく詈て詔牙体所以れ。下是奴と
を相反亦巳。
ゐる處不云む。○大国主ノ神名義れ。師云。天ノ下を伏牙て。宇
志波久神と云意亦巳。其ノ処を宇斯波久人な宇志と云。主
中主ノ神の処み れ之宇志と云こを亦る由。上ノ天ノ御
云るが如し。○宇都志国玉ノ神。宇都志とれ。師説れ如く。
根国不志て詔牙体御言亦る故不。此ノ国土を指て。顯見国
とは詔牙巳。其は㐅く。此ノ大御国の事とれみ見むは亦ね
狹し。根ノ国不對牙さ体御言亦まぞ。廣く大地全不係ま巳。
玉れ借字みて。古語拾遺不。顯国魂ノ神と書さる如く。御靈
亦巳。偖かく似ゑる御名を二おに重ねて詔ふれ。如何と云

不大国主とは。此ノ天ノ下ノ万国を作堅めて。其を宇志波久意。
顯国魂をれ。国經營る功業を成竟て後不。顯国御靈れ神
を成りて。天下不其ノ恩頼を蒙志むる神と云意みて。此ノ二ノ名
れ此處不ては。未ダ此ノ神の御名みは非ず。然ル神と爲まと教
命せ賜牙る亦巳。是ぞ須佐之男ノ大神の稜威れ御靈を幸へ
賜ふ處みれ有ゝ体。然まぞ大名牟遲ノ神れ。国作り竟へ給へる
後み。宇都志国れ。皇美麻ノ命不避り奉り
て。幽冥事を治看く事と成ぬるは。既く此み。須佐之男ノ大
神の御詔不。定め給牙る事不ざりゝ体。故レ後不。天照大御神
産靈ノ大神れ勅命として。經津主ノ神。武甕槌ノ神れ降めて問
せる時み。我を云くえて治め賜れぞ。吾れ隱りて侍らむ
とれ白し給へる亦り。其れ第百十五段
ゝり。次ゝの傳不注ふを見るべし。ちて後遂不功業を
成て。此ノ教命れ如く爲り給牙体故不。御名とれ爲な体亦巳。

師説はいまだ精しからねば。此は己が説と合せ考ふべし。○其我女師云古の比賣神今は。大名牟遲神に屬從ひて坐故に。其と指て詔ふなり。○嫡妻は。師云字鏡に。嫡適牟加比女と見え。書紀に多く正妃と有り。此等に依て訓べし。牟加比は。正く夫に對配意なり。物語文に今の妻は生る子をむかひばらと云るは。先妻と別れて。今の妻を云へれど。是も本は。嫡妻腹と云り轉れるにや。○宇迦能山師云和名抄に。出雲國出雲郡宇賀郷あり。此郷の西になりて。出雲御埼山と云まで連なり。鰐淵山と云是なり。今云宇迦山は御埼山をおしなべて。只峯は別に立さなりと通ゆ。其は第百二十三段。杵築の処に引る。風土記抄の説を見て知べし。さて此郷を宇賀と云由は。第百四段に見ゆ。なほ彼処の傳に注ふを見べし。○於底津石根宮柱。師云式の祝詞どもに下都磐根ともあり。凡て上代には。神宮も人の舎宅も伊勢神宮などの製の如く。地を掘て柱を立る故に。此稱辭有るなり。今世には。賤が家には是あり。掘立と云なり。地上に石居をして柱を立るは後の事なり。石根は。故に礎を以爲には非ず。地底に本を有る石根まで深く掘て立ると云義なり。於高天原云々は。高きを云と對へて見べし。其は柱の立るが堅くして動なき由ぞ。○太知は。本には布刀斯理とありき。師云。祝詞等に。太知立とも。太敷立とも。廣知立をも。廣敷立ともあり。其は加茂大人説に。祈年祭詞に皇神能敷坐嶋能八十嶋者云々。万葉二に天皇之敷座國など。知坐を敷坐と云なれば。知と敷とを同じと有り。諸なる此稱辭を。

古來多く柱の上をのみ意得れど。然に非ず。今考るに。万葉二に。水穗之國乎。神隨。太敷座而云々。また一に。太敷爲京乎置而云々。また二に。飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而云々とある例を思ふに。宮柱太知も。其主の其宮を知坐を云なり。太も右の万葉に。柱ならで。國を知坐にも云れば。多く廣く大きにと云稱辭なり。太御幣。太詔戸。太占なども云り。故廣知とも云るぞかし。かゝれば此語は。専柱に係るにはあらず。其宮の主に係れる語なるを。布刀と云が。柱に縁あるから。宮柱太とは云つけて。兼て其宮殿をも祝なる物なり。万葉二十に。麻氣波之良。宝米氐豆久礼留。等乃能其等云々。神代紀に。其造宮之制者。柱則高太云々。万葉二に。眞木柱太心者云々など。柱は太を貴ぶなり。縣居大人說に。知は敷にて。柱も千木もその繁きを云。祝詞に。瓶上高知と云め。長高き酒瓶どもを。繁く並たるを云にて知べし。然有れども。此說は心得ず。まづ古事記に。此称辭三処にある。みな布刀斯理とのみ有て。立と云言なし。知立と云は。繁く立ともずべくれど。其を繁をのみ云ては語成らず。其外此前後に引く。万葉などにある數も。繁にては通えぬぞ多き。宮柱太敷坐と連ねる。坐にて。め主に係れる言なる事を知べし。但し瓶上高知は。右の說にてよく聞ゆれども。他の例に合ず。故思に。彼は高とのみ云ては。調さらぬ故に。千木高知と云にまなる古言にならひて。知てふ言は軽く添たるにても有なむ。万葉一に。高知也天之御蔭。天知也日御蔭をとある高知も。多く高き意なるを。次々の天知と對へて。調をなさむと。来に。知を添ためと。古そ聞ゆれ。さまど此等の知れは。猶よく考べきなり。意ちて此稱辭也。万葉一に。御心乎吉野乃國之花散相。秋津乃野邊爾宮柱。太敷座波云々。また

と二ふ。眞弓乃崗爾。宮柱太布座。御在香乎高知座而。まゟ六ヲ。續麻成長柄之宮爾。眞木柱太高敷而。まと山代乃鹿背山際爾。宮柱太敷奉。高知爲布當乃宮者。万ゟ二十ふ。可之婆良能宇禰備乃宮爾美也婆之良布刀之利多氏、くゟどゐ⺋。◯於高天原とは。師云滾くと云むとて。於底津石根を云ふ對牙て。ゟぐ高矩こを云古言ゟ⺋。大祓詞よ。高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏をゐるも。ゟぐ馬此耳高く振立と云ㇲとれ⺋。此を高天原ふ坐神さちの耳振立と心得るゝ古言を知らぬものれ⺋。◯氷木ゝ。本よ此ふゝ氷椽を書係を下よゝ氷木と作り。椽は混はしルまぢ。氷木と作るよ依まり。師云。式の諸祝詞ふ多かるは。悉く千木を云⺋。常尓も

然云ゟるを。古事記尓ゝ三所よ出と係。皆比岐ゟ⺋。今云縣居大人の。此氷字は。垂字を写誤まるよて。是も知岐と訓べし。知岐ゝ。即垂木の多理を約ゑて。知と云るゟり。を云まゑ説れ非を。辨らまとる說有り。記傳よ就て知るべし。和名抄古本よ。辨色立成云。榑風板比宜楊氏漢語抄說同。をゐ⺋。流布の板本ふゝ。比宜と云ふことゟくて。和名知字をゐり。大神宮延暦儀式ふも。正殿一區云々。上榑風肆枚。長二丈八尺。弘八寸。厚四寸。號稱比木と見ゑ。同外宮儀式よも。比疑高知と見えさ⺋。此等ふても。氷字誤よ非ること明らし。ちて名義は。氷木千木共ふ肱木ふて。其比知の下を省きると。上を省けるとの差れみゟれぞ。本一ッれ名ゟる故ふ。通はして云係ゟ⺋。和名抄よ。枅比知岐。功程式云肱木。とあるは別物ゟり。凡て物の形れ。⋁如此く名係を比

知ダと云。手の肱も此意以て名けたり。また肱金。肱折れども同じ。其比はめと布理の切りたるにて。布理とは。右の形の如く本は一ツにて。斜に左右へ末の分れたる物を云なり。和名抄に方言云。河東謂樹岐曰杈椏。和名末多布里れど云是なり。振分髪と云も頭上より左右へ分きたるさまを云ひ。また俗に道程などを云に。此処と彼処との中央処を布理分と云も此より出また物の正直からぬを布理の有と云も此より出たり。さて此氷木と云物は。上代の家造に。屋の左右の端に有て。其本は前後の軒よりして上りて。棟にて行合ふを組違へて其末を長く上へ出したる物にして。其棟より上へ高く出たる処を。氷木とは云なり。或人。伊勢神宮の千木の事を論ひて云。貞和餝記に。組目上謂千木。組目下謂搏風とあり。後世は。千木をば。別に作る社もあれども。伊勢には今に。搏風の末を切らずて。直に千木に用るなり。さて甚重き故に。風穴を明るなりと云り。さめ有べし。其は棟より下にては即多理木と竝て同じさまなる故に。古事記には椽字を當れ。た屋の左右の妻にては搏風と云物なる故に。書紀には其字を當られたり。然れども是らは棟より下にての名なれど。共に氷木には叶はぬことぞ。此千木の端を搓こと。伊勢内宮外宮にて。内をそぐと外をそぐとの差あるに就て。会易の理など。事〻この云なれは例の漢意の附會なり。こは尾張人吉見氏が云る如く。内宮と外宮と状を変たりるのみにて。何の意も有べきに非ず。◯高知とは。本には多迦斯理とあるを前後に引る書等に依て。此字をのきお。師云。此も多く。氷木の事のみに非ず主の其宮を知坐をいふ。高め上の太と同じく稱言なり。續紀に聖

武天皇即位の時の詔に。天下乃政乎。彌高爾彌廣爾云々。万葉六に。吾大王の神隨。高所知流稲見野能云々。また自神代芳野宮爾蟻通高所知者。山河乎吉三。との歌もて意得べし。宮尓と云れバ。宮の高きを云に非ず。天皇の。此宮を高知坐ること明けし。さて氷木は棟上より高く上る物なる故に。其に云かけて。兼て其宮をも祝たるなり。全宮柱太知と云ると同じ。万葉一に。芳野川多藝津河内尓高殿乎。高知座而。また荒妙乃藤原我宇倍尓食國乎賣之賜牟登都宮者高所知武等云々。また六に。和期大王乃高知為。芳野離宮者。また吾皇神乃高所知布當乃宮者云々。是らも皆天皇に係奉りて云へるを思ふべし。さて此宮柱云々。氷木云々ぞ云は。甚々上代よりぞ定れる宮造りの稱辭にして。甚も雅たる詞なり。神武天皇紀に。故古語稱之曰。於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天原而。始馭天下之天皇と見え。文字は漢風に書なせる故に。いとうるさし。式の祝詞どもに多く見えて。神宮にも天皇の御殿にも申せり。儲これ宇迦山本の宮は。杵築大社とは別なり。杵築宮の事は。第百二十三段の傳を見べし。大国主命天下を宇斯波伎坐ける。そは。此宇迦山本宮にぞ住坐けむ。〇是奴は。師云二字を連ねて。許夜都と訓べし。上の意禮の下に引る。枕冊子の加夜都は。彼奴にて。共に古言なるべし。今かの加夜都に對へて。是奴は許夜都なることを知りぬ。さて今世俗語には。是奴を許伊都と云。彼奴を使夜都とも。阿伊都とも云なり。はさ杼伊都ぞ云は。誰奴なり。是らみな。夜を伊ぞ訛れり云格に同きにても。是奴は許夜都なることと明けし。對馬などにては。今

も阿夜都。許夜都。曾夜都と云と云へり。ちて上に意禮と詔ひ。此に如此詔ける共に裏には甚く賞美たる御心もて故に表に賤め詈り賜ふなり。今世にも然事多かるを思合せて。其味を知し。凡て上件令寢蛇室云々とあり。種々の事と。此御言と全同じ御意旨なり。此御言を宣ひのおしては。叶はざる故に。追給けり。然るは此までは御心も顯さば。功をも立給はざらむ事を思してなり。はさ大國主神も。此時始めて。大神の。我を苦め給けるは。深き御心ありし事を知給ひけむ。○還坐而は。お此顯國へ還坐るなり。或人云。上に伊邪那岐大神は。根國より還坐る時は。禊祓ひ給ひ。伊邪那美大神は。豫母都戸喫し給へる故に。顯國へは還坐ざりし由見えたり。大國主神また須世理毘賣命は。彼國に久しく坐れは。彼竈所にて煮炊げる物を聞食けむこと著し。然るに容易く還坐しまさ。殊に禊祓る態のありしも聞えざるは如何と云に。答けらく。此二神のは國の物食さりや

食さばや。其は知らば。假令食さらむも。上に云る如く。此神たちの。彼國に往來し給へるは。別なる所以なる事なれば。伊邪那美命は。還坐がたく思召せると。由緣異なり。また還坐して後の。禊祓は態は有つるか無りしか。知らねど。道理をもて思ふに。必祓ひし給ひけむを。其は此に用なかる事なる故に。語り傳へざる物なるべし。○若須世理毘賣命。若は例は稱名にて。別なる義なし。○社は。須世理毘賣命は常住ける屋代なり。抑此比賣命は。大國主神の嫡妻に坐せば。共に宇迦山本宮に住給ふべく思ふに。かく別に御屋代あるは。上代には。神等多くは一柱ずゝ常には離れ坐して。通ひ住給ける事と聞えたり。下にも処々。その趣に見ゆる事ども有り。○滑磐ハ。奈米斯波と訓べし。堅石などの例なり。○滑狹は。那米斯波の斯波を約めて佐と云るなり。

本書風土記ニ神門郡滑狹鄕、郡家南西八里。云々とて此傳を記し。故云南佐神龜三年改字滑狹となせり。和名抄ニ。當郡ニ南佐とも滑狹とも書て二鄕なる是なり。風土記抄ニ滑狹、神西。市場。二部。三部。常楽寺。畑村等也といへり。神名式ニ。同郡ニ那賣佐神社。今本佐を伎ニ誤まり。風土記ニ依て改む。同社ニ坐和加須西利比賣神社なり。風土記ニ奈賣佐社と云ふる二社有て。竝在神祇官と云ふるは卽是なり。風土記抄ニ。滑磐石者在神西村岩坪山岩坪大明神。高倉權現之所坐則祭須世理比賣與大穴持命。則那賣佐社也。神名式考證ニも。社記ニ云。所謂磐石者在神西郡岩坪山。岩坪明神。高倉明神。是則祭大穴持命。須世理比賣命。式内奈賣佐。兩社是也と云り。且有神西曰神待之處大穴持命來通須世理比賣命之時相待比賣于此處也。波加佐社是神待社也。又有羽加佐山と云り。波加佐社は風土記ニ奈賣佐社ニ竝出て是も在神祇官と云る社なり。然るニ神名式ニ此社を擧られざるは不審死去と外れり。さるは風土記ニ在神祇官といへる社の神名式ニ漏さるゝ無まぞなり。或説ニ和加須西利比賣神社此次ニ竝へて。佐伯神社となるは。伯佐を下上ニ寫し誤れるニて。波加佐社なるへしと云り。然も有べし。

於是大国主神。為伐八十神而

造城矣。城名樋山之地是也。故八十神者。不置青垣山裡詔而。持其生大刀生弓矢而。追避之時。每坂之御尾追伏。每河之瀬追撥而。国作始矣。其追廢之時。追及坐之處云來次。亦此大神之射埰立而射之處者。卽矢代鄕是也。亦令殖笑之處云矢内鄕也。

城は紀と訓べし。御紀を始め古書どもに志呂と訓ることはなく。常に紀とのみ訓來れり。城を紀と云名義を。加茂大人は。書紀に。玉城宮とあるを。古事記に。玉垣宮とあるに就て。卽チ加紀の畧なりと言ハれ。谷川

氏は築の略なる。師云、必しも後世の城の如くこたゝ一の
べしといへり。
外ら祢ども假そ来よ。垣ゆひ廻らし構へたる處なぞを
も云なり。稲を積置く処を稲城、馬を居しむる処を牧と云にても知るべし。○城名樋山。
此は本書出雲風土記に、大原郡城名樋山、郡家正北一里
百歩云々とて、此傳に記せり。同記抄に、斐伊郷古城山也。
東北咸山以南、小川以西、大河也、俗呼云剱埼と云へり。○
青垣山、此は下にも往々出れど、一つの山名には非ずぞ。
は師説に、青山の国の垣をなりて周廻れるを、倭建命の
御歌に、多々那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇
流波斯と御詠まし、万葉一に、疊有青垣山、云々、神賀詞に。

出雲国乃青垣山内爾。下津石根爾宮柱太敷立氏云々なる
ぞ猶なり。山と云ずて唯青垣とのみ云る例は、万葉六に、
芳野離宮者立名附青墻隱云々。ぞ然是なりとなり。眞竜
云、青は青香山、青菅山の青の如し。此所は須賀の宮所を圍む山を云なれば、東北に須我山、林垣山、西南に高麻山、
船岡山ありて、堺を廣く遠く八十神を追撥ふを云。○持其生太力生弓矢云々。師
云こゝにて生てふ徳なられたり。○毎坂之御尾云々。
毎河之瀬云々。師云、二の毎は、處々にて戦賜ふ度毎に勝
給ふと云ことを、如此雅に言なせるは、まさに古文の巧、後
世の及ばぬ所なり。万葉十八に、可波乃瀬其等尓とあり。○国作始矣は、師
云、下に此国作賜ふ事の定なり。作とは巻首に修理とな

ける字の意なり。抑、此国作れる事は、上の豫美国段に、伊邪那岐命の、吾與汝所作之国未作竟故可還と、伊邪那美命に詔ひしかども、云へる所以にて、得還坐さで止ましを、其伊邪那美命に依坐て、豫美国を所知須佐之男大神の、御裔に坐ば、此神の、其大神の御威靈によりて、御威靈によるとは、生太刀生弓矢を得給ふ事など、上件事をいふ。彼業を紹て、功を成給ふると、彼と此とを相照し考へて、淒き所以ある事を知べし。○來次は、伎須伎と訓べし。下に引く支受支社を、式には來次と作き。大嘗會の齋紀主基の主基を、次とも書けり。偖て此來次の事は、本書風土記に、大原郡來次郷。郡家正南八里。抄に、來次郷、西日登、東日登、寺領、中谷、來次市等五所也とあり。和名抄にも同郡に來次郷と出たり。所造天下大神命詔、八十神者不置青垣山裏詔而、追廢時此處追次坐、故云來次と、あるを採れり。但し処追次坐の四字、本どもに、義追以生とあるは写誤なり。今は眞竜が解に依て、改めて引たり。追次は追及なり。伊邪那岐神を、伊邪那美神の追坐ける事を、古事記に追斯伎とあり。志伎を須伎と云るは、書紀に味鉏高彦根命とあるを、古事記には阿遲志貴高日子根神とあるもて知べし。此等を考へ合せて、追及云々と文を成於道を追及ぶを斯久と云と、師の言まさけるが如し。八十神を追及て來給へける地なる故に、來次と云由なり。俗に追付といふ意なり。委くは、第二十二段の傳に云へりき。偖て風土記に、同郡に支須支社といふ有て、在神祇官と云るなり。風土記抄に、屋裏郷宇治村、室大明神也と云り。卽神名

式に同郡に來次神社とある是なり。大国主神を祭れるなるべし。○射垜は阿牟都知と訓べし。和名抄射藝具條に、楊氏漢語抄云射垜以久波止古路、此間云阿無豆知、今按又用堋字とあり。以久波止古路は的所なり。阿無豆知は今阿豆知とも云。即的を立て弓射る場をいふ。○矢代郷は本書に、大原郡屋代郷、郡家正北一十里一百一十六歩、所造天下大神之垜立射處、故云屋代、神亀三年改字屋代、即有正倉とあり。抄に并東西三代為一郷と云へり。其正倉は同記に不在。和名抄に當郡に屋代郷見えず。神祇官とある社此中に屋代社とある是なるべし。抄に屋代郷三代村、貴船大明神也とあり。祭神は決めて大国主神なるべきに、貴船とも云は後の非説なるべし。○笑

は和名抄征戰具に箭釋名云笑和名夜とあり。令殖とて戰ひ給ふ時のおとゞめと殖は宇々とも訓べく字なれど。矢竹を殖生し給ひける所と云べきも有べし。本書に同郡屋裏郷、郡家東北一十里一百六十歩、古老傳曰、所造天下大神之殖笑給處、故云矢内とあり。抄に宇治、南賀茂、中村、延野、大竹、猪尾、岩倉、新宮、近松、砂子原、立原、大埼等十二所也と云へり。和名抄に同郡に屋裏郷あり。にて矢代矢内に此故事は必しも此時の事とせ所思ねど因に此處に文を成せるなり。

故其八上比賣者。如先期。美斗

阿多波志焉。爾其八上比賣者。雖率來坐。畏其御嫡妻須勢理毘賣而。其所生子者。刺挾木俣而返矣。故其子出名云木俣神。亦名謂御井神。此者座摩出御

巫出伊都伎奉神也。

八上比賣。師云延佳本に神字あれど。前後此名に神と云ふ例無れど。無ぞ宜き。○如先期。八上にも此比賣神の八十神に答給ふる言に。吾不聞汝等之言。將嫁大名牟遲神とある耳なれども。彼時に既く契約も有りぞしけらむ○美斗阿多波志焉。師云邇々藝命の大御歌に佐禰都許母阿多波怒加母用。とある聯ざまと合せて思ふに美斗は。美斗能麻具波比の美斗と同く。彼佐祢都許と同じ聯ざまなり。阿多波志は阿多比を延と云例の古言にて。阿多比阿多布など

は活用言なり。さて神代紀下に。幸之はし雄略天皇紀に。
與一夜而娠まし奉與一宵とも。與なと有りても其事は
知らまほしかれども言ふ意はいかなど詳に思得ば。與御手也と云説に
どは。熟く誤なり。其は今世に。手を掛と云より思ひ依れ
るにや。然れど美斗と云て。佐祢杼許母をぞ云るを如何
せむ。強て嘗に云ば。彼大御歌に。奥津藻邊爾者雖寄と比ば
詔ひましし眞寝床毛と云をも連有を思ふに阿多布は此
をも彼と一つに寄著意ならむか。雄略天皇紀の與字も共に
依る意を取れるなり。此與字を。人に物を與る意にて。阿多波須と訓り。と名思ひ混ふぞ。
然れば美斗阿多波須とは。一つに寄會て。御寝所を與にせ
賜ふ意ならむか。はて人に物を與と云は。令阿多波の波須を約さる例の言にて。是も其物を其

人に寄せ著る意より出來れば。右の阿多布と。此も本
は一つに落めり。まして漢文に。不能を阿多波受と訓は。字書
に能は勝任也と有意にて。多閑受と云に同じ。故思ふに。
勝任も。本阿多布流の阿を省るならむか。不堪を阿閉
受とめ云をも思ふべし。かく言ば。勝任は。其事に至く
叶著意。不勝は。其事に得至り著ぬ意なる由し。然れば不
能も不勝も。みな本は。右の阿多布と一つ流なり。○書紀に。
納采まして聘などを。阿斗布と訓るは。言も事も近けれど
別なり。○雖率來坐は。因幡より出雲に。大国主神の率來ま
せるなり。○畏は。八上比賣の畏み坐流なり。其は下に嫡
后の甚く嫉妬み給ふに。大国主神和備て。倭国に上坐む
と將給ふ事有れば。然る事を聞し召て畏み坐るなり流
し。○刺挾刺は。軽く添し流辭なり。○返は。本国因幡
になり。○御井神とは。師說の如く。此神處々に井を作て。

民の利をなし賜ふる御功なりしに因て。稱奉れる御名なるべし。其御社は。また出雲風土記に。秋鹿郡に御井社鈔に在佐田といへり。なりて。在神祇官と見ゆ。神名式に。同郡に御井神社とある是なれば。また出雲郡にも御井社ありて。在神祇官と見ゆ。式に。同郡に御井神社とある是なり。風土記鈔に。有漆沼郷直江村。御井大明神也と云へり。なほ大和国宇陀郡に。御井神社。此社は。檜牧村と云に在て。今は食井大明神と考證に云へり。美濃国多藝郡に御井神社。各務郡に御井神社。和名抄に。同郡に三井郷あり。當国式社考に。加納駅を去こと東二里許に。三井村なり。御井大明神と云といへり。考證にも。三井村北一里餘に。稲羽山明神社なり。と云るに就て。或人云。承和十五年の紀に。七月美濃国厚見郡無位伊奈波神奉授從五位下となるは是なりと云り。御母神の稲羽は神なるを思ふに。然も有らむ。但馬国養父郡に。御井神社はあれどなり。○名神祭式に。御井神社一座とあるは。誰社ならむ。○座摩之御巫は。上にも出て。且々云へり。第七十四段の傳見るべし。神名式に。神祇官西院坐御巫等祭神廿三座の中に。座摩巫祭神五座。並大。月次新嘗。生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神となり。清和天皇紀に。貞観元年正月廿七日。奉授神祇官生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神。並從四位上とあり。縣居大人說に。座摩は本攝津国西成郡の所名にて。式にも同郡に同神の社なり。今云。此社は。下に別に記し出て。委く注を見べし。右は神等を祭る祝詞に。皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立云々。と云へるにも依るに。古へなり。此大神は敷坐し處に。仁徳天皇宮作りし給ひて宮中

に齋給ひし故に、其後大和山城と京を遷されても同く遷し齋れて、其處を卽座摩と云しならむ。座摩は、座は今集解に居とも書れど、爲を訓むを定めけり。然て居も座も摩も借字にて、井之後と云所名にや有けむと言れしは寔然る説なり。然るにまさ、井之塘にやとも言れし其説は、いかゞ有らむ、猶能く考ふべし。又伊勢国朝明郡にも、式に井後神社と云が有けむなり。此社は、いま柿村と云に在とぞ。さて祈年祭の時に此神等に白す祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久。職員令に、御巫とある所の義解に、在女曰巫也と見え、延喜臨時祭式に、凡座摩巫取都下国造氏童女七歳已上者充之、若及嫁時申弁官充替と見え、一本に、都字を部と作り、巫を加牟乃古と訓は、八神之子なり。さて御巫は、此外にも神祇官八神の御巫、御門御巫、生島御巫など、各別なる故に、座摩乃とは云へるなり。生井。神名式に生井神、清和天皇紀同じ。榮井。紀にも式にも福井神とあり。榮、福幸などは言意をも同じ。津長井。紀式ともに綱長井神とあり。訓は同じ。さて此三名は、御井神の御名を、種々に称へたる訓なり。綱長井と申は、井は深きは水冷やかなる故に、釣瓶の綱は長き由を、世の長き由につけて称へたるなり。阿須波波比支。此二神のことは、既に第七十四段に委く注せり。登御名者白氏稱辭竟奉者。古は祝詞の定例の言なり。既に注へり。祀皇神能敷坐下津磐根爾。考に云、右神たち彼座摩は、地に本より宇斯波伎坐しゝ事、この文にて知らる。今京を建給ひし時、園神韓神は、社を宮内省に祭らるゝ類なり。さて其座摩は、難波宮の時は事なるを、大和山城の都にても、古へに準へて、かくは称へ申し給ひけむこと、上に云が如し。宮柱太知立高天原爾千木高知氏。此言はことは、既に第八十六段の傳に委く注へり。皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏。瑞御舍はことは、既に第六十六段の傳に注へり。天

御蔭日、御蔭登隠坐氏。考に御は眞なり天を覆ひ日を覆ふが為の屋なるを、文にかく云ひ成せるなりとあり。或説に天は雨の借字にて、雨を防ぎ日を防ぐ由を、かく云成せるなりと云へり。実然も有べくや。四方国乎安国登平久知食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣と有り。また月次祭の祝詞にもかく見えたり。さて臨時祭式に。御井祭と云見え。其祭の品々を見ればいと重き御祭なり。また御井并御竈祭とも有て。竈神と一に祭給ふことも有り。然るに其品々を一に挙さまぞなれ。師言の如く。井は殊に重くすべき處なまむ。誰家にも分々に随ひて。此神をば齋奉る物ぞ。なほ神名式に。攝津国西成郡に坐摩神社。大。月次。新嘗。とあり。また上に記せる縣居大人説に。謂ゆる神祇官に坐る座摩神

此本社なり。清和天皇紀に。貞観元年正月廿七日。摂津国坐摩神に従五位下と有り。百錬抄に。元仁元年四月十三日。此社の門荒垣等の焼さるに付て。軒廊御卜有りしなと見ゆ。流ゝと和泉国和泉郡積川神社五座とあるも。右五神を祀るよし彼社記に見ゆ。と考證に云へり。国史に承和九年十月奉授无位積川神従五位下。貞観六年三月廿三日授和泉国従五位上積川神従四位下。同十五年四月五日授従四位下積川神従四位上と有り。和泉志に今在積川村と云へり。

〇門人岩崎長世。久保田綱根。佐藤昌信ら云。これの十七の巻を。櫻木に勞きゑらせて。紙にうつして。其花は咲みてるがねと。天の下ににほはせむとは為は。美濃国恵那郡附地村に。古くより世々村をうしはき来家。田口慶成。又

其おれじ里長。曽我常昌ら相議て。まさ初帙よて次〻を。
彫刻志ゐる人〻れ功績我合せて。かくは成ゐるふ那む。

国立公文書館
National Archives of Japan